

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年4月10日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 増田 真一

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟  
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 西向 美由

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)4769

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド  
(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

Aコース証券100億米ドル(約1兆194億円)を上限とします。

Bコース証券100億米ドル(約1兆194億円)を上限とします。

Cコース証券100億豪ドル(約9,140億円)を上限とします。

Dコース証券100億豪ドル(約9,140億円)を上限とします。

Eコース証券100億ユーロ(約1兆3,975億円)を上限とします。

Fコース証券100億ユーロ(約1兆3,975億円)を上限とします。

Gコース証券100億ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)(約8,559億円)を上限とします。

Hコース証券100億NZドル(約8,559億円)を上限とします。

(注) 外貨の円貨換算は、特に記載のない限り、平成26年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=101.94円、1豪ドル=91.40円、1ユーロ=139.75円、1NZドル=85.59円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成26年1月10日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正内容】

## (1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報		
第1 ファンドの状況		
5 運用状況		
（1）投資状況	1 ファンドの運用状況 （1）投資状況	更新
（3）運用実績	（2）運用実績	追加
（4）販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況	3 ファンドの経理状況	追加
1 財務諸表		
第三部 特別情報		
第1 管理会社の概況	4 管理会社の概況	
1 管理会社の概況 （1）資本金の額	（1）資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	（2）事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 （4）訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 （3）その他	追加

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。 )により管理されるノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(Nomura Multi Currency Attractive Dividend Japan Stock Fund)(以下「ファンド」といいます。 )の運用状況は以下のとおりです。

### (1) 投資状況

#### 資産別および地域別の投資状況

(2014年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
普通株式	日本	39,813,456,000	88.45
小計		39,813,456,000	88.45
現金、預金およびその他の資産 (負債控除後)		5,197,947,408	11.55
合計(純資産総額)		45,011,403,408	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(注2) 外貨の円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2014年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=101.94円、1豪ドル=91.40円、1ユーロ=139.75円、1ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)=85.59円)によります。以下、外貨の円金額表示はすべてこれによります。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

### (2) 運用実績

#### 純資産の推移

2014年2月末日現在および2014年2月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当りの純資産価格の推移は次のとおりです。

#### Aコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2013年3月末日	33,743,872	3,439,850,312	7.89	804
4月末日	43,651,573	4,449,841,352	8.66	883
5月末日	55,678,833	5,675,900,236	8.37	853
6月末日	61,560,032	6,275,429,662	8.23	839
7月末日	67,743,475	6,905,769,842	8.15	831
8月末日	67,213,039	6,851,697,196	7.95	810
9月末日	71,398,355	7,278,348,309	8.51	868
10月末日	70,836,580	7,221,080,965	8.52	869
11月末日	69,971,319	7,132,876,259	8.91	908
12月末日	67,606,195	6,891,775,518	9.13	931
2014年1月末日	63,660,120	6,489,512,633	8.65	882
2月末日	63,498,166	6,473,003,042	8.63	880

## Bコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2013年3月末日	63,706,462	6,494,236,736	7.87	802
4月末日	94,422,597	9,625,439,538	8.65	882
5月末日	136,478,088	13,912,576,291	8.36	852
6月末日	150,458,274	15,337,716,452	8.24	840
7月末日	153,532,131	15,651,065,434	8.08	824
8月末日	154,702,135	15,770,335,642	7.88	803
9月末日	171,764,990	17,509,723,081	8.45	861
10月末日	170,447,041	17,375,371,360	8.47	863
11月末日	173,000,085	17,635,628,665	8.87	904
12月末日	169,365,986	17,265,168,613	9.09	927
2014年1月末日	156,257,938	15,928,934,200	8.63	880
2月末日	162,493,757	16,564,613,589	8.62	879

## Cコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2013年3月末日	124,709,042	11,398,406,439	7.11	650
4月末日	134,150,250	12,261,332,850	7.80	713
5月末日	128,725,694	11,765,528,432	7.55	690
6月末日	126,025,662	11,518,745,507	7.43	679
7月末日	126,176,025	11,532,488,685	7.38	675
8月末日	121,068,674	11,065,676,804	7.19	657
9月末日	129,390,557	11,826,296,910	7.72	706
10月末日	128,178,034	11,715,472,308	7.74	707
11月末日	130,147,519	11,895,483,237	8.11	741
12月末日	127,732,969	11,674,793,367	8.33	761
2014年1月末日	120,030,268	10,970,766,495	7.89	721
2月末日	118,755,919	10,854,290,997	7.87	719

## Dコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2013年3月末日	59,749,073	5,461,065,272	8.15	745
4月末日	69,755,981	6,375,696,663	8.98	821
5月末日	68,343,750	6,246,618,750	8.71	796
6月末日	68,663,081	6,275,805,603	8.59	785
7月末日	62,370,073	5,700,624,672	8.46	773
8月末日	61,366,687	5,608,915,192	8.26	755
9月末日	65,093,369	5,949,533,927	8.90	813
10月末日	65,769,953	6,011,373,704	8.94	817
11月末日	67,308,303	6,151,978,894	9.40	859
12月末日	63,842,901	5,835,241,151	9.67	884
2014年1月末日	62,519,865	5,714,315,661	9.19	840
2月末日	62,577,360	5,719,570,704	9.19	840

## E コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(ユーロ)	(円)	(ユーロ)	(円)
2013年3月末日	1,889,612	264,073,277	7.52	1,051
4月末日	2,086,723	291,619,539	8.26	1,154
5月末日	1,714,486	239,599,419	7.98	1,115
6月末日	1,646,037	230,033,671	7.89	1,103
7月末日	1,610,191	225,024,192	7.84	1,096
8月末日	1,555,966	217,446,249	7.64	1,068
9月末日	1,624,705	227,052,524	8.19	1,145
10月末日	1,640,187	229,216,133	8.18	1,143
11月末日	1,542,185	215,520,354	8.55	1,195
12月末日	1,530,527	213,891,148	8.75	1,223
2014年1月末日	1,432,763	200,228,629	8.27	1,156
2月末日	1,426,333	199,330,037	8.24	1,152

## F コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(ユーロ)	(円)	(ユーロ)	(円)
2013年3月末日	2,821,145	394,255,014	7.62	1,065
4月末日	2,547,245	355,977,489	8.37	1,170
5月末日	2,899,208	405,164,318	8.09	1,131
6月末日	2,400,493	335,468,897	8.02	1,121
7月末日	2,447,457	342,032,116	7.89	1,103
8月末日	2,485,896	347,403,966	7.70	1,076
9月末日	2,654,436	370,957,431	8.26	1,154
10月末日	2,661,092	371,887,607	8.26	1,154
11月末日	2,730,515	381,589,471	8.65	1,209
12月末日	2,230,272	311,680,512	8.86	1,238
2014年1月末日	2,091,506	292,287,964	8.39	1,173
2月末日	2,091,360	292,267,560	8.36	1,168

## G コース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2013年3月末日	51,754,162	4,429,638,726	7.22	618
4月末日	54,127,619	4,632,782,910	7.91	677
5月末日	51,536,800	4,411,034,712	7.66	656
6月末日	50,352,363	4,309,658,749	7.55	646
7月末日	48,703,972	4,168,572,963	7.50	642
8月末日	46,625,508	3,990,677,230	7.30	625
9月末日	48,742,812	4,171,897,279	7.85	672
10月末日	47,506,023	4,066,040,509	7.86	673
11月末日	47,080,219	4,029,595,944	8.24	705
12月末日	45,115,226	3,861,412,193	8.45	723
2014年1月末日	42,198,432	3,611,763,795	8.01	686
2月末日	41,048,333	3,513,326,821	7.98	683

## Hコース証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2013年3月末日	16,510,397	1,413,124,879	7.89	675
4月末日	17,863,004	1,528,894,512	8.67	742
5月末日	18,163,585	1,554,621,240	8.41	720
6月末日	18,223,354	1,559,736,869	8.32	712
7月末日	18,305,819	1,566,795,048	8.19	701
8月末日	18,064,652	1,546,153,565	7.99	684
9月末日	19,106,073	1,635,288,788	8.62	738
10月末日	18,893,844	1,617,124,108	8.65	740
11月末日	19,080,314	1,633,084,075	9.09	778
12月末日	18,951,082	1,622,023,108	9.35	800
2014年1月末日	18,131,046	1,551,836,227	8.88	760
2月末日	18,053,516	1,545,200,434	8.88	760

## 分配の推移

(1口当たり)

	Aコース証券		Bコース証券	
	米ドル	円	米ドル	円
2013年3月	0.01	1.02	-	-
4月	0.01	1.02	-	-
5月	0.01	1.02	-	-
6月	0.01	1.02	-	-
7月	0.01	1.02	0.10	10.19
8月	0.01	1.02	-	-
9月	0.01	1.02	-	-
10月	0.01	1.02	-	-
11月	0.01	1.02	-	-
12月	0.01	1.02	-	-
2014年1月	0.01	1.02	-	-
2月	0.01	1.02	-	-

(1口当たり)

	Cコース証券		Dコース証券	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2013年3月	0.02	1.83	-	-
4月	0.02	1.83	-	-
5月	0.02	1.83	-	-
6月	0.02	1.83	-	-
7月	0.02	1.83	0.10	9.14
8月	0.02	1.83	-	-
9月	0.02	1.83	-	-
10月	0.02	1.83	-	-
11月	0.02	1.83	-	-
12月	0.02	1.83	-	-
2014年1月	0.02	1.83	-	-
2月	0.02	1.83	-	-

(1口当たり)

	Eコース証券		Fコース証券	
	ユーロ	円	ユーロ	円
2013年3月	0.01	1.40	-	-
4月	0.01	1.40	-	-
5月	0.01	1.40	-	-
6月	0.01	1.40	-	-
7月	0.01	1.40	0.09	12.58
8月	0.01	1.40	-	-
9月	0.01	1.40	-	-
10月	0.01	1.40	-	-
11月	0.01	1.40	-	-
12月	0.01	1.40	-	-
2014年1月	0.01	1.40	-	-
2月	0.01	1.40	-	-

(1口当たり)

	Gコース証券		Hコース証券	
	NZドル	円	NZドル	円
2013年3月	0.02	1.71	-	-
4月	0.02	1.71	-	-
5月	0.02	1.71	-	-
6月	0.02	1.71	-	-
7月	0.02	1.71	0.10	8.56
8月	0.02	1.71	-	-
9月	0.02	1.71	-	-
10月	0.02	1.71	-	-
11月	0.02	1.71	-	-
12月	0.02	1.71	-	-
2014年1月	0.02	1.71	-	-
2月	0.02	1.71	-	-

(1口当たり)

		設定来累計 (2014年2月末日現在)
Aコース証券	米ドル	0.61
Bコース証券	米ドル	0.61
Cコース証券	豪ドル	1.51
Dコース証券	豪ドル	0.58
Eコース証券	ユーロ	0.69
Fコース証券	ユーロ	0.58
Gコース証券	NZドル	1.26
Hコース証券	NZドル	0.58



## 収益率の推移

	期間	収益率(注)
Aコース証券	2013年3月1日～2014年2月末日	17.14%
Bコース証券		17.20%
Cコース証券		20.68%
Dコース証券		20.81%
Eコース証券		18.08%
Fコース証券		18.02%
Gコース証券		20.53%
Hコース証券		20.86%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 2014年2月末日現在の受益証券1口当り純資産価格 + 上記の期間の分配金の合計額

b = 2013年2月末日現在の受益証券1口当り純資産価格(分配落の額)

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

	期間	収益率(注)
Aコース証券	2008年	- 33.00%
	2009年	3.93%
	2010年	2.92%
	2011年	- 15.15%
	2012年	17.19%
	2013年	39.52%
	2014年	- 5.26%
Bコース証券	2008年	- 33.10%
	2009年	3.89%
	2010年	2.95%
	2011年	- 15.23%
	2012年	17.19%
	2013年	39.67%
	2014年	- 5.17%
Cコース証券	2008年	- 37.70%
	2009年	3.84%
	2010年	7.02%
	2011年	- 11.53%
	2012年	19.50%
	2013年	44.03%
	2014年	- 5.04%

Dコース証券	2008年	- 38.10%
	2009年	3.88%
	2010年	7.17%
	2011年	- 11.70%
	2012年	19.90%
	2013年	44.31%
	2014年	- 4.96%
Eコース証券	2008年	- 34.80%
	2009年	2.66%
	2010年	4.15%
	2011年	- 14.74%
	2012年	15.50%
	2013年	41.02%
	2014年	- 5.60%
Fコース証券	2008年	- 34.90%
	2009年	2.61%
	2010年	3.99%
	2011年	- 14.63%
	2012年	15.23%
	2013年	41.39%
	2014年	- 5.64%
Gコース証券	2008年	- 35.70%
	2009年	2.27%
	2010年	5.75%
	2011年	- 13.50%
	2012年	18.20%
	2013年	43.64%
	2014年	- 5.09%
Hコース証券	2008年	- 36.10%
	2009年	2.35%
	2010年	5.79%
	2011年	- 13.62%
	2012年	18.29%
	2013年	44.05%
	2014年	- 5.03%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末(2014年については2月末日)の1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

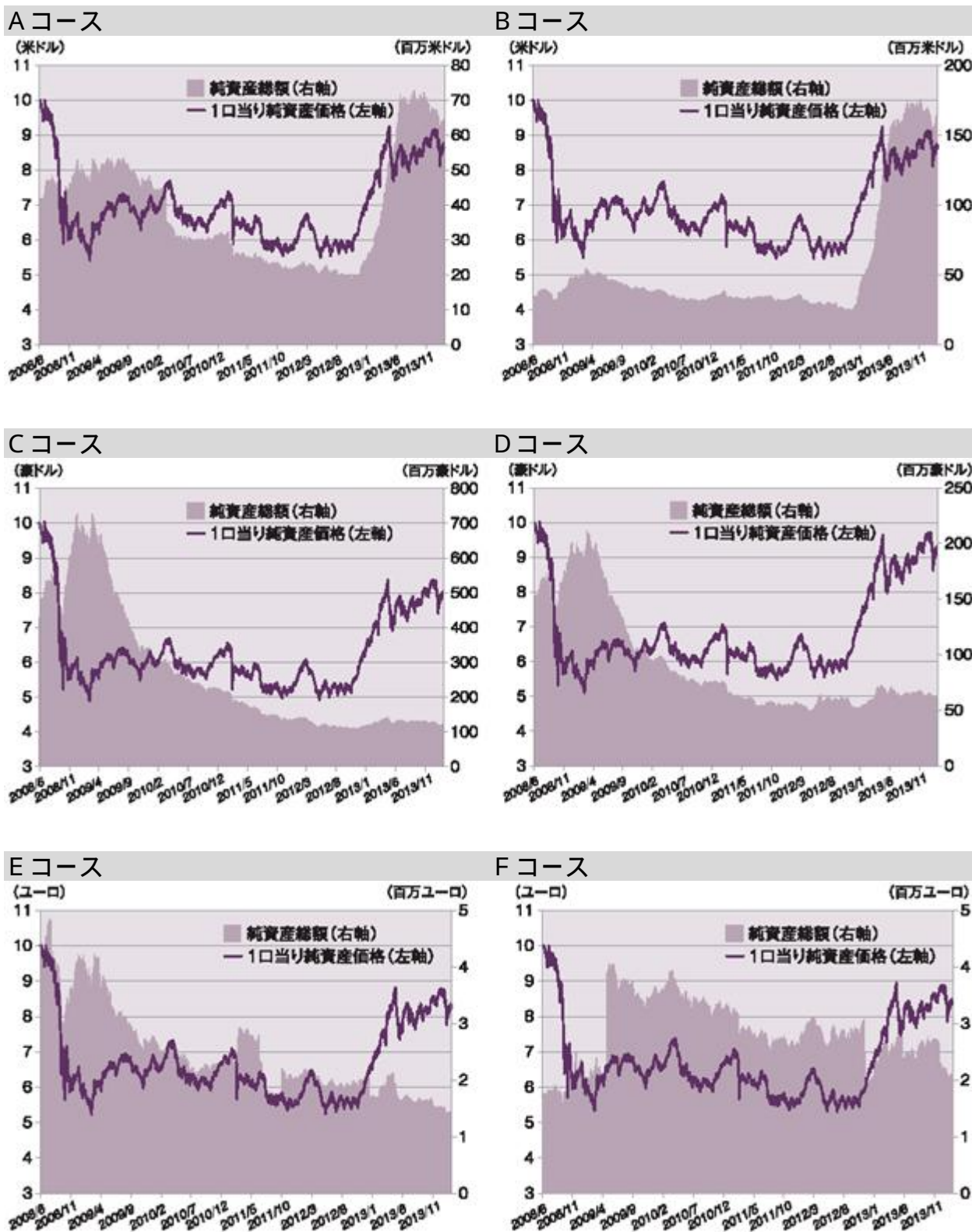
b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

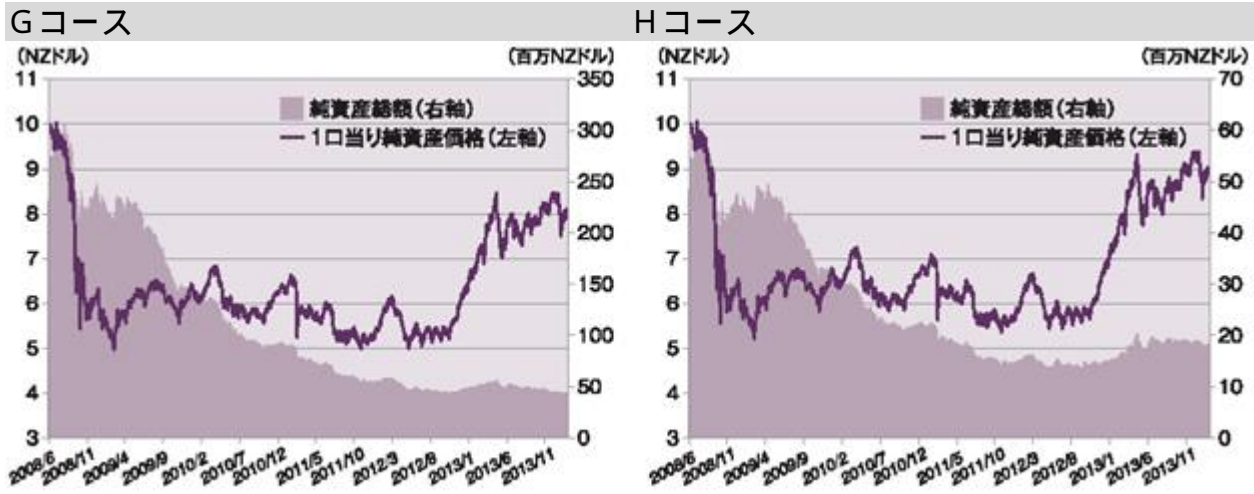
(2008年の場合、1口当り当初発行価格: AおよびBコース証券1口当り10米ドル、CおよびDコース証券1口当り10豪ドル、EおよびFコース証券1口当り10ユーロ、GおよびHコース証券1口当り10NZドル。)

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

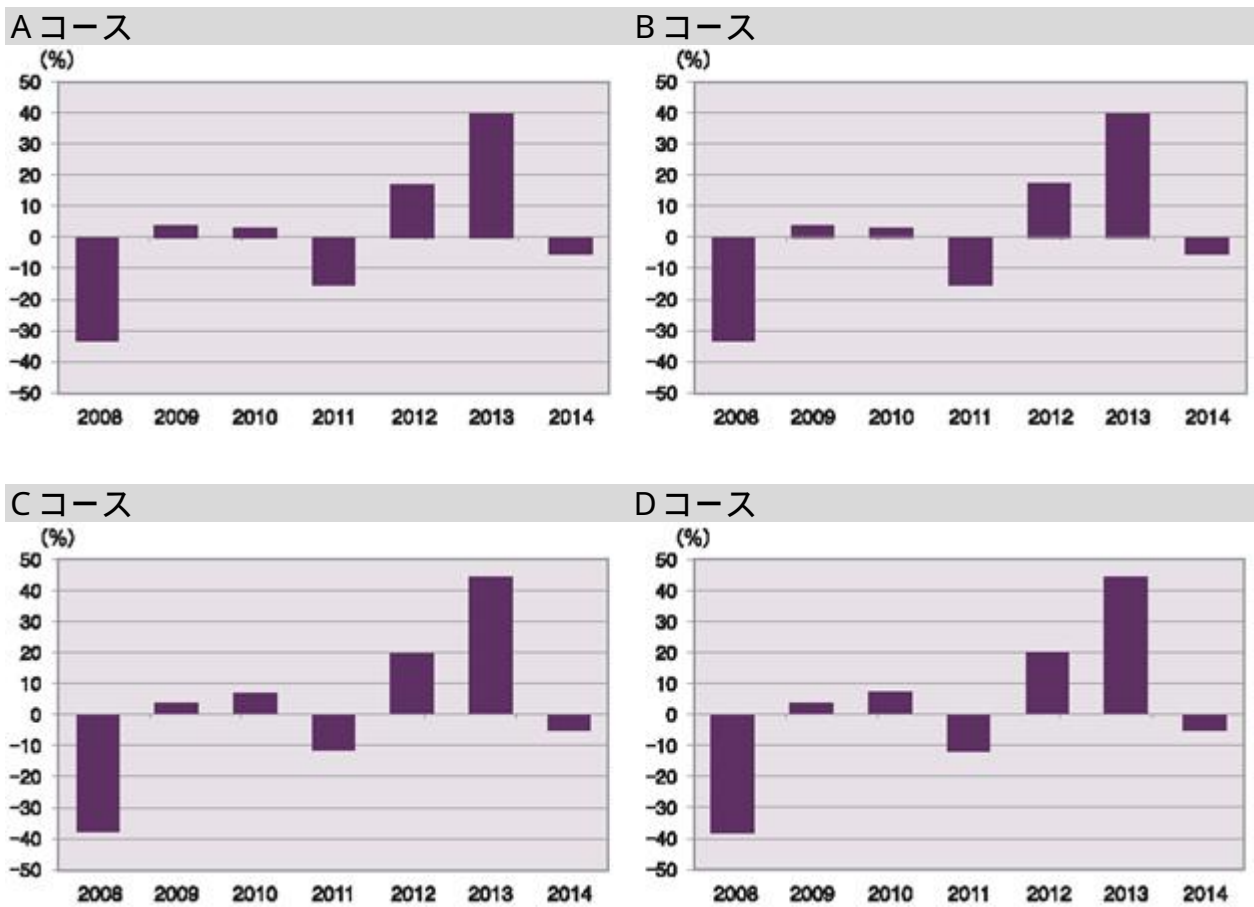
(参考情報)

## &lt;純資産総額および1口当りの純資産価格の推移&gt; (2014年2月末日現在)

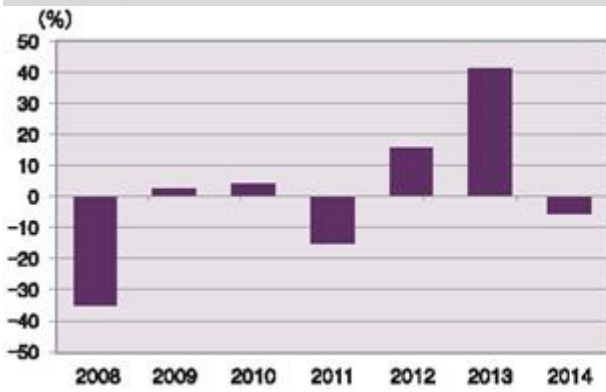




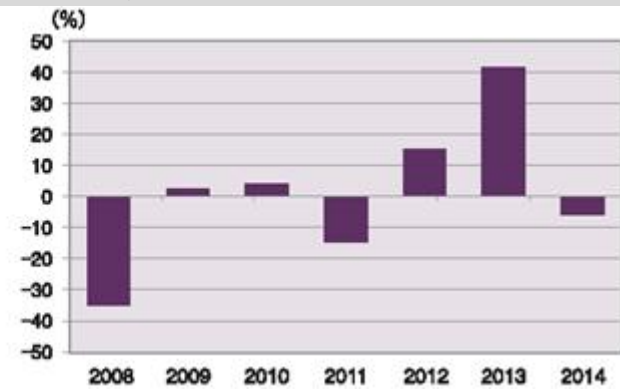
< 収益率の推移 > (暦年ベース) 2008年は6月27日から。2014年は2月末まで



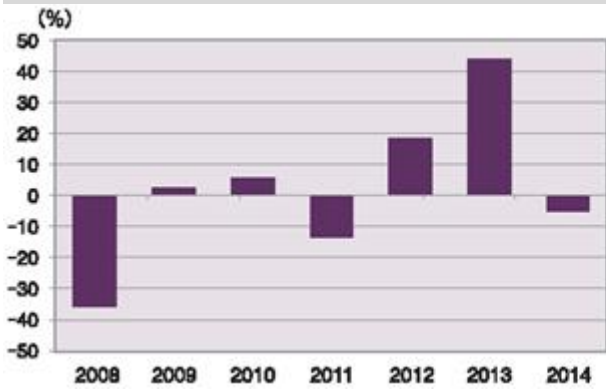
## Eコース



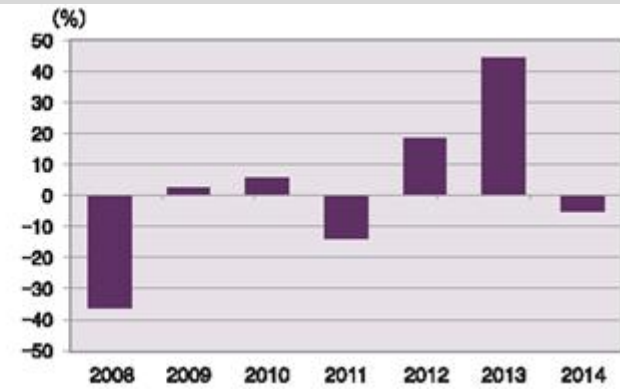
## Fコース



## Gコース



## Hコース



分配金に対する税金は考慮されておりません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績等については別途月次レポート等が作成されている場合があります。詳しくは販売取扱会社にお問い合わせください。

[次へ](#)

## 2 販売及び買戻しの実績

2014年2月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2014年2月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
Aコース証券	6,520,182 (6,520,182)	2,913,869 (2,913,869)	7,353,623 (7,353,623)
Bコース証券	20,114,003 (20,114,003)	8,374,955 (8,374,955)	18,846,601 (18,846,601)
Cコース証券	2,340,716 (2,340,716)	4,999,954 (4,999,954)	15,082,803 (15,082,803)
Dコース証券	3,314,830 (3,314,830)	3,746,762 (3,746,762)	6,808,069 (6,808,069)
Eコース証券	22,495 (22,495)	93,075 (93,075)	173,160 (173,160)
Fコース証券	196,670 (196,670)	296,770 (296,770)	250,184 (250,184)
Gコース証券	264,071 (264,071)	2,405,545 (2,405,545)	5,140,999 (5,140,999)
Hコース証券	665,088 (665,088)	727,330 (727,330)	2,033,877 (2,033,877)

(注) ( )の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数です。

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
3. ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されています。

[次へ](#)



## (1) 資産及び負債の状況

純資産計算書  
2014年1月10日現在  
(日本円で表示)

	注記	
資産		
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 35,179,372,719円)	2	41,478,529,000
銀行預金		3,910,326,090
先物契約未実現利益	12	200,340,000
先渡為替契約未実現利益	11	817,661,612
先物契約に係る未収証拠金		2,442,810,000
ファンド証券発行未収金		306,194,651
ブローカーに係る未収金		366,645,292
未収収益		47,298,263
資産合計		<u>49,569,804,908</u>
負債		
当座借越		188,640,144
先渡為替契約未実現損失	11	24,062,078
ファンド証券買戻未払金		177,128,859
ブローカーに係る未払金		213,561,821
未払費用	8	150,410,051
負債合計		<u>753,802,953</u>
純資産		<u><u>48,816,001,955</u></u>

以下のように受益証券によって表章される。

	1口当りの純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aコース証券(米ドル)	9.11	7,363,493	67,069,831
Bコース証券(米ドル)	9.07	18,596,831	168,752,240
Cコース証券(豪ドル)	8.31	15,296,053	127,171,343
Dコース証券(豪ドル)	9.66	6,810,719	65,775,945
Eコース証券(ユーロ)	8.73	173,900	1,518,158
Fコース証券(ユーロ)	8.84	251,784	2,225,419
Gコース証券(NZドル)	8.43	5,314,081	44,800,390
Hコース証券(NZドル)	9.33	2,031,377	18,945,404

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表  
2014年1月10日に終了した期間

A コース証券	(口数)
期首現在発行済受益証券数	7,859,248
発行受益証券数	1,499,779
買戻受益証券数	(1,995,534)
期末現在発行済受益証券数	<u>7,363,493</u>
B コース証券	
期首現在発行済受益証券数	18,341,779
発行受益証券数	5,253,640
買戻受益証券数	(4,998,588)
期末現在発行済受益証券数	<u>18,596,831</u>
C コース証券	
期首現在発行済受益証券数	16,877,155
発行受益証券数	1,124,015
買戻受益証券数	(2,705,117)
期末現在発行済受益証券数	<u>15,296,053</u>
D コース証券	
期首現在発行済受益証券数	7,600,046
発行受益証券数	896,305
買戻受益証券数	(1,685,632)
期末現在発行済受益証券数	<u>6,810,719</u>
E コース証券	
期首現在発行済受益証券数	207,665
発行受益証券数	3,300
買戻受益証券数	(37,065)
期末現在発行済受益証券数	<u>173,900</u>
F コース証券	
期首現在発行済受益証券数	298,314
発行受益証券数	99,970
買戻受益証券数	(146,500)
期末現在発行済受益証券数	<u>251,784</u>
G コース証券	
期首現在発行済受益証券数	6,617,319
発行受益証券数	52,230
買戻受益証券数	(1,355,468)
期末現在発行済受益証券数	<u>5,314,081</u>

## Hコース証券

期首現在発行済受益証券数	2,252,397
発行受益証券数	92,230
買戻受益証券数	(313,250)
期末現在発行済受益証券数	<u>2,031,377</u>

## ノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド

## 財務書類に対する注記

2014年1月10日現在

## 注1 - ファンド

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement*) としてルクセンブルグにおいて設定されたノムラ・マルチ・カレンシー・アトラクティブ・ディビデンド・ジャパン・ストック・ファンド(以下「ファンド」という。)は、譲渡性のある有価証券およびその他の資産からなる非法人の共有体であり、ルクセンブルグの法律に基づいて設立されルクセンブルグに登記上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共同保有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から区分されている。

管理会社は、ファンドのために、8種類のクラスの受益証券(以下それぞれを「コース証券」という。)を発行する。すなわち、

米ドル建てのAコース証券(分配型)(以下「Aコース証券」という。)、  
米ドル建てのBコース証券(成長型)(以下「Bコース証券」という。)、  
豪ドル建てのCコース証券(分配型)(以下「Cコース証券」という。)、  
豪ドル建てのDコース証券(成長型)(以下「Dコース証券」という。)、  
ユーロ建てのEコース証券(分配型)(以下「Eコース証券」という。)、  
ユーロ建てのFコース証券(成長型)(以下「Fコース証券」という。)、  
NZドル建てのGコース証券(分配型)(以下「Gコース証券」という。)、および  
NZドル建てのHコース証券(成長型)(以下「Hコース証券」という。)である。

全コース証券の全受益証券を、併せて「ファンド証券」という。

各コース証券に帰属する表示通貨以外の通貨建てのファンド資産は、日本円に対する各コース証券の表示通貨の為替変動について、可能な範囲でヘッジされる。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国において設定され、投資信託に関する2010年12月17日法(その後の改正を含む。)のパート 下で適格である。

ファンドの存続期間は、2014年7月10日までの予定で設定されていたが、管理会社はファンドの存続期間を2019年7月10日まで延長することを、2012年12月10日付で決定した。

ファンドの投資目的は、主に東京証券取引所第一部上場の日本株で構成され、積極的な運用が行われるポートフォリオのパフォーマンスを、米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの4つの異なる外貨で追求することである。

株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、ファンドは、上記の積極的なポートフォリオの運用を通じて、高水準のインカム・ゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指す。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るよう、銘柄の選定、投資比率の決定を行うことを基本とする。

通常の市場環境においては、ファンドはその純資産総額の少なくとも90%を日本株に分散投資し、一定の範囲内で、日本株の株価指数先物取引に投資する。上記の割合は一時的に、一定の状況(外国為替変動により生じた特別な状況等)において達成されない場合がある。

8つのコース証券の資産は、一つのプール(「共通ポートフォリオ」)で運用され、プール内の資産は、各々のコース証券の純資産総額に基づき各コースに帰属する。さらに、各々のコース証券は、当該コース証券の資産を当該表示通貨・日本円間の為替変動から保護するために、為替先渡取引を利用する。

## 注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

### 投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の終値により評価される。有価証券が数ヶ所の証券取引所または市場に上場されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の終値により評価される。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、または規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- (c) 相場価格が入手できないか、または上記(a)および/もしくは(b)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (d) 株価指数先物は、取引が行われている規制ある市場における入手可能な取引最終値で評価される。
- (e) 現金およびその他の流動資産は、額面価額に発生した利息を加え評価される。
- 異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

### 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

### 外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建てで行われた投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益(純額)に含まれる。

2014年1月10日現在の為替レートは以下のとおりである。

1円 = 0.01071豪ドル

1円 = 0.00700ユーロ

1円 = 0.01156NZドル

1円 = 0.00953米ドル

### 先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

### 先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するために先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。純資産計算書において、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。契約が終結する時、ファンドは開始時の価格と終結時の価格の差額に等しい実現損益を計上する。

### 注3 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による管理報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

### 注4 - 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による資産運用に関する投資顧問報酬を、会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

#### 注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.50%に相当する日本円による報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

#### 注6 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社および登録・名義書換・所在地事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.09%に相当する日本円による管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。

#### 注7 - 保管報酬

保管受託銀行および支払事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産額の平均額の年率0.03%に相当する日本円による保管報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となる。)から60日以内に後払で受領する権利を有する。副保管受託銀行の報酬は、ファンドの資産から支払われる。

#### 注8 - 未払費用

	(日本円)
投資顧問報酬	60,529,274
代行協会員報酬	60,483,269
管理事務代行報酬	10,888,250
保管報酬	3,632,039
管理報酬	3,631,898
現金支出費	2,417,744
専門家報酬	2,163,565
年次税	6,664,012
未払費用	150,410,051

#### 注9 - 分配

##### A、C、EおよびGコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、毎月または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益(キャピタル・ゲイン)から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、毎月安定的に分配を行う予定である。

##### B、D、FおよびHコース証券：

これら各コース証券につき、管理会社は、年1回または随時、ファンドの投資収益ならびに実現および未実現売買益(キャピタル・ゲイン)から分配を宣言することができ、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考えられる場合には、分配可能なファンドの他の資産からの分配を行うことができる。

管理会社は、毎年7月10日現在の受益者に対して、毎年分配を行う予定である。

分配の行われる日から5年が経過しても請求がなされない場合、受益者は当該分配を受け取る権利を失い、分配金はファンド資産に組み込まれる。

2014年1月10日に終了した期間に、ファンドは総額566,398,966円を(取引日の実勢為替レートで該当するコースの通貨に換算して)、A、B、C、D、E、F、GおよびHコース証券の受益者に対し分配した。

## 注10 - 税金

ファンドは税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産額の年率0.05%の年次税 ( *taxe d'abonnement* ) を四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者(ルクセンブルグに住所、登記された事務所もしくは恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人または法人を除く。)はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

## 注11 - 先渡為替契約

2014年1月10日現在、ファンドは、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現(損)益 (日本円)
ユーロ	407,503	日本円	58,942,721	2014年1月21日	(737,079)
米ドル	226,072,033	日本円	23,279,157,258	2014年1月21日	443,503,998
豪ドル	186,407,677	日本円	17,126,503,646	2014年1月21日	269,309,737
NZドル	61,552,153	日本円	5,225,174,631	2014年1月21日	94,038,855
ユーロ	3,945,102	日本円	559,211,633	2014年1月21日	4,285,950
日本円	130,632,496	米ドル	1,239,547	2014年1月21日	561,700
日本円	37,123,245	ユーロ	256,409	2014年1月21日	499,117
日本円	103,294,424	米ドル	980,141	2014年1月21日	444,150
日本円	18,721,242	豪ドル	199,770	2014年1月21日	78,405
日本円	100,658,250	米ドル	958,725	2014年1月21日	55,288
日本円	10,249,620	豪ドル	109,371	2014年1月21日	42,926
日本円	14,455,164	米ドル	137,422	2014年1月21日	34,858
日本円	22,651,152	米ドル	215,536	2014年1月21日	33,982
日本円	11,458,107	米ドル	109,029	2014年1月21日	17,190
日本円	6,372,678	NZドル	73,614	2014年1月21日	11,092
日本円	628,432	ユーロ	4,340	2014年1月21日	8,449
日本円	3,329,254	豪ドル	35,619	2014年1月21日	5,218
日本円	4,756,500	米ドル	45,303	2014年1月21日	2,636
日本円	478,134	米ドル	4,545	2014年1月21日	1,153
日本円	62,568	ユーロ	440	2014年1月21日	(285)
日本円	1,834,231	豪ドル	19,674	2014年1月21日	(1,863)
日本円	352,958	ユーロ	2,491	2014年1月21日	(2,843)
日本円	1,214,100	ユーロ	8,522	2014年1月21日	(3,229)
日本円	4,387,432	豪ドル	47,061	2014年1月21日	(4,456)
日本円	943,776	米ドル	9,040	2014年1月21日	(4,836)
日本円	591,598	ユーロ	4,176	2014年1月21日	(4,984)
日本円	1,237,140	ユーロ	8,700	2014年1月21日	(5,632)
日本円	3,739,930	豪ドル	40,139	2014年1月21日	(5,928)
日本円	1,715,284	ユーロ	12,055	2014年1月21日	(6,674)
日本円	2,781,965	ユーロ	19,552	2014年1月21日	(10,825)
日本円	6,289,322	豪ドル	67,519	2014年1月21日	(11,680)
日本円	1,926,211	ユーロ	13,590	2014年1月21日	(14,957)
日本円	11,813,607	NZドル	137,023	2014年1月21日	(27,721)
日本円	1,719,020	NZドル	20,251	2014年1月21日	(31,112)
日本円	2,686,782	NZドル	31,599	2014年1月21日	(44,010)
日本円	3,481,758	NZドル	40,851	2014年1月21日	(48,542)
日本円	6,450,080	米ドル	62,033	2014年1月21日	(59,321)
日本円	9,921,965	NZドル	115,619	2014年1月21日	(69,636)
日本円	8,381,555	ユーロ	59,174	2014年1月21日	(70,611)
日本円	15,641,208	米ドル	149,821	2014年1月21日	(80,160)

日本円	5,763,514	豪ドル	62,633	2014年1月21日	(81,513)
日本円	19,023,180	米ドル	182,086	2014年1月21日	(83,907)
日本円	5,919,032	NZドル	69,658	2014年1月21日	(100,708)
日本円	9,261,736	NZドル	108,545	2014年1月21日	(118,560)
日本円	10,117,001	豪ドル	110,126	2014年1月21日	(160,116)
日本円	8,198,249	米ドル	79,698	2014年1月21日	(164,835)
日本円	75,543,525	ユーロ	530,294	2014年1月21日	(200,887)
日本円	14,472,930	豪ドル	157,718	2014年1月21日	(245,555)
日本円	14,828,702	NZドル	174,512	2014年1月21日	(252,300)
日本円	33,572,448	米ドル	322,898	2014年1月21日	(310,557)
日本円	22,740,945	NZドル	267,461	2014年1月21日	(372,504)
日本円	21,855,312	米ドル	212,265	2014年1月21日	(418,594)
日本円	21,689,468	米ドル	210,847	2014年1月21日	(435,659)
日本円	31,614,055	NZドル	370,927	2014年1月21日	(440,755)
日本円	85,175,724	豪ドル	917,576	2014年1月21日	(453,720)
日本円	59,136,204	豪ドル	639,162	2014年1月21日	(511,305)
日本円	59,272,495	豪ドル	640,635	2014年1月21日	(512,484)
日本円	40,305,525	豪ドル	438,008	2014年1月21日	(570,040)
日本円	45,451,586	NZドル	532,683	2014年1月21日	(581,827)
日本円	109,914,840	豪ドル	1,184,084	2014年1月21日	(585,502)
日本円	30,042,020	豪ドル	328,267	2014年1月21日	(592,329)
日本円	31,882,990	豪ドル	348,383	2014年1月21日	(628,627)
日本円	39,589,362	NZドル	466,733	2014年1月21日	(744,781)
日本円	85,291,128	米ドル	820,325	2014年1月21日	(788,973)
日本円	210,839,754	米ドル	2,018,121	2014年1月21日	(929,962)
日本円	58,807,967	米ドル	571,695	2014年1月21日	(1,182,395)
日本円	163,424,227	米ドル	1,571,722	2014年1月21日	(1,503,008)
日本円	119,652,866	豪ドル	1,302,451	2014年1月21日	(1,893,671)
日本円	143,630,513	米ドル	1,394,984	2014年1月21日	(2,750,952)
日本円	198,552,136	米ドル	1,930,166	2014年1月21日	(3,988,159)
米ドル	785,060	日本円	80,831,413	2014年1月21日	1,548,162
豪ドル	478,809	日本円	43,986,960	2014年1月21日	696,154
米ドル	536,978	日本円	55,833,856	2014年1月21日	513,502
米ドル	433,966	日本円	45,122,917	2014年1月21日	414,994
米ドル	405,828	日本円	42,194,880	2014年1月21日	390,318
豪ドル	2,156,229	日本円	200,903,784	2014年1月21日	318,426
米ドル	94,851	日本円	9,756,978	2014年1月21日	196,174
米ドル	338,099	日本円	35,297,222	2014年1月21日	180,896
NZドル	64,053	日本円	5,442,788	2014年1月21日	92,605
豪ドル	50,371	日本円	4,622,326	2014年1月21日	78,425
ユーロ	135,625	日本円	19,296,947	2014年1月21日	75,080
米ドル	50,555	日本円	5,256,420	2014年1月21日	48,623
米ドル	85,866	日本円	8,970,802	2014年1月21日	39,568
豪ドル	388,700	日本円	36,237,254	2014年1月21日	36,800
米ドル	9,550	日本円	982,489	2014年1月21日	19,734
豪ドル	38,999	日本円	3,620,211	2014年1月21日	19,285
米ドル	39,970	日本円	4,175,820	2014年1月21日	18,418
NZドル	8,166	日本円	694,380	2014年1月21日	11,374
NZドル	8,624	日本円	735,038	2014年1月21日	10,248
NZドル	8,226	日本円	701,955	2014年1月21日	8,986
ユーロ	21,556	日本円	3,070,875	2014年1月21日	8,165
NZドル	9,294	日本円	802,656	2014年1月21日	522
豪ドル	2,598	日本円	242,078	2014年1月21日	449



米ドル	1,812	日本円	190,260	2014年1月21日	(106)
米ドル	4,545	日本円	478,134	2014年1月21日	(1,153)
NZドル	9,313	日本円	806,246	2014年1月21日	(1,403)
ユーロ	886	日本円	128,148	2014年1月21日	(1,594)
豪ドル	4,776	日本円	447,418	2014年1月21日	(1,629)
米ドル	27,840	日本円	2,925,774	2014年1月21日	(4,389)
NZドル	19,682	日本円	1,705,996	2014年1月21日	(5,036)
米ドル	69,693	日本円	7,344,799	2014年1月21日	(31,582)
米ドル	593,496	日本円	62,312,250	2014年1月21日	(34,226)
ユーロ	162,011	日本円	23,456,297	2014年1月21日	(315,366)
米ドル	1,798,580	日本円	189,547,408	2014年1月21日	(815,025)
					793,599,534
					793,599,534

## 注12 - 未決済先物契約

2014年1月10日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (日本円)	未実現利益 (日本円)
<i>ロング・ポジション</i>					
日本円	450	TOPIX先物取引	2014年3月	5,847,750,000	200,340,000
				5,847,750,000	200,340,000
					200,340,000

## 注13 - 税引後のファンドの当期実績

2014年1月10日に終了した期間の税引後のファンドの当期実績は、5,402,174,032円の利益であった。注9で開示されているとおり、ファンドは受益者に対して566,398,966円の分配を行った。

[次へ](#)

## (2) 投資有価証券明細表等

## 投資株式明細表

## 投資有価証券明細表

2014年1月10日現在

(日本円で表示)

数量 <sup>(1)</sup>	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
日本				
普通株式				
6,900,000	みずほフィナンシャルグループ	1,436,901,807	1,635,300,000	3.34
250,000	トヨタ自動車	1,503,878,273	1,572,500,000	3.22
230,000	日本電信電話	953,283,644	1,301,800,000	2.67
1,800,000	三菱UFJフィナンシャル・グループ	962,891,394	1,234,800,000	2.53
185,000	KDDI	870,646,952	1,158,100,000	2.37
270,000	本田技研工業	949,863,065	1,151,550,000	2.36
360,000	日本たばこ産業	994,341,222	1,150,200,000	2.36
750,000	三井物産	1,010,233,743	1,104,750,000	2.26
550,000	三菱商事	1,104,893,429	1,096,700,000	2.25
200,000	三井住友フィナンシャルグループ	886,358,849	1,076,000,000	2.20
260,000	HOYA	506,701,553	783,900,000	1.61
230,000	キヤノン	1,002,414,067	744,050,000	1.52
110,000	アステラス製薬	492,683,765	693,000,000	1.42
140,000	武田薬品工業	632,892,116	674,800,000	1.38
430,000	積水ハウス	417,376,095	649,300,000	1.33
310,000	小松製作所	824,158,631	639,840,000	1.31
915,000	三菱重工業	549,054,448	627,690,000	1.29
180,000	花王	510,339,344	594,000,000	1.22
600,000	日産自動車	616,065,353	565,200,000	1.16
100,000	デンソー	478,990,606	559,000,000	1.15
140,000	ブリヂストン	482,841,727	552,300,000	1.13
120,000	セブン&アイ・ホールディングス	339,123,550	527,400,000	1.08
300,000	NTTドコモ	437,308,629	524,700,000	1.07
300,000	住友電気工業	315,813,107	524,100,000	1.07
940,000	JXホールディングス	463,968,242	495,380,000	1.01
900,000	りそなホールディングス	421,287,959	495,000,000	1.01
190,000	アズビル	382,311,290	482,410,000	0.99
60,000	ローソン	386,117,548	477,600,000	0.98
600,000	丸紅	407,551,108	451,200,000	0.92
700,000	いすゞ自動車	434,307,711	448,700,000	0.92
45,000	大東建託	349,111,963	447,300,000	0.92
500,000	日立製作所	238,540,124	423,000,000	0.87
70,000	セコム	301,614,701	422,100,000	0.86
250,000	日立化成	350,250,804	403,000,000	0.83
280,000	麒麟ホールディングス	347,796,594	401,800,000	0.82
310,000	クラレ	365,341,620	376,340,000	0.77
180,000	JSR	332,623,455	360,180,000	0.74
80,000	西日本旅客鉄道	250,036,024	354,000,000	0.73
180,000	ニコン	326,920,410	351,720,000	0.72
120,000	NKSJホールディングス	289,928,385	351,360,000	0.72
150,000	中外製薬	322,456,077	347,400,000	0.71
160,000	大和ハウス工業	299,767,063	315,680,000	0.65
330,000	東燃ゼネラル石油	275,199,782	309,540,000	0.63
300,000	DOWAホールディングス	279,196,445	304,200,000	0.62
900,000	DI C	156,697,633	285,300,000	0.58
1,000,000	日本電気	223,689,102	270,000,000	0.55

数量 <sup>(1)</sup>	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
100,000	M S & A Dインシュアランス グループ ホールディングス	186,703,625	268,800,000	0.55
80,000	東京海上ホールディングス	196,046,328	268,400,000	0.55
90,000	日立キャピタル	193,890,291	266,850,000	0.55
564,000	東芝	251,647,455	264,516,000	0.54
200,000	伊藤忠商事	187,059,260	263,200,000	0.54
190,000	スター精密	181,031,263	259,540,000	0.53
400,000	旭硝子	286,148,629	254,800,000	0.52
500,000	日本通運	180,443,188	250,500,000	0.51
80,000	L I X I Lグループ	175,987,157	237,840,000	0.49
80,000	電源開発	185,271,786	236,480,000	0.48
50,000	オムロン	148,938,775	233,750,000	0.48
100,000	塩野義製薬	200,800,774	232,400,000	0.48
100,000	日信工業	185,898,202	227,500,000	0.47
200,000	リコー	227,446,566	224,800,000	0.46
160,000	ブラザー工業	162,974,324	224,640,000	0.46
160,000	アコーディア・ゴルフ	131,924,681	222,400,000	0.46
370,000	横浜銀行	183,871,013	214,600,000	0.44
40,000	日本航空	211,111,196	208,800,000	0.43
50,000	伊藤忠テクノソリューションズ	188,883,668	205,250,000	0.42
100,000	ソニーフィナンシャルホールディングス	157,348,819	192,200,000	0.39
65,000	青山商事	118,558,614	183,430,000	0.38
40,000	アイシン精機	157,071,958	169,000,000	0.35
30,000	ホギメディカル	167,041,724	168,000,000	0.34
300,000	王子ホールディングス	103,118,824	156,300,000	0.32
100,000	中国電力	148,675,641	153,600,000	0.31
50,000	興銀リース	128,395,979	153,500,000	0.31
40,000	エヌ・ティ・ティ・データ	129,534,021	149,000,000	0.31
250,000	阪和興業	78,369,676	141,500,000	0.29
55,000	サトーホールディングス	92,398,629	140,140,000	0.29
220,000	レンゴー	104,733,127	137,720,000	0.28
300,000	住友化学	109,983,500	131,100,000	0.27
150,000	凸版印刷	96,729,394	123,450,000	0.25
45,000	丸一鋼管	79,911,631	118,890,000	0.24
80,000	ユー・エス・エス	88,857,308	114,880,000	0.24
500,000	宇部興産	105,940,561	114,500,000	0.23
350,000	あおぞら銀行	103,804,750	106,050,000	0.22
230,000	ふくおかフィナンシャルグループ	105,007,361	105,800,000	0.22
46,000	大気社	87,851,283	105,478,000	0.22
60,000	ダイハツ工業	90,735,259	105,000,000	0.22
100,000	大和証券グループ本社	88,119,066	104,200,000	0.21
200,000	東洋インキS Cホールディングス	71,152,238	103,800,000	0.21
30,000	太陽ホールディングス	82,547,491	102,600,000	0.21
45,000	栗田工業	92,903,360	100,935,000	0.21
200,000	東京瓦斯	102,600,010	100,800,000	0.21
50,000	第一三共	81,644,425	100,300,000	0.21
132,000	日立工機	104,932,899	99,528,000	0.20
35,000	ニフコ	70,813,766	99,330,000	0.20
40,000	島忠	74,941,995	99,200,000	0.20
120,000	オンワードホールディングス	90,300,647	96,360,000	0.20
50,000	カプコン	90,292,103	95,500,000	0.20

数量 <sup>(1)</sup>	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)				
日本(続き)				
普通株式(続き)				
30,000	大塚ホールディングス	90,095,640	95,400,000	0.20
36,000	サンゲツ	75,288,843	95,292,000	0.20
110,000	ダイセル	89,524,318	93,610,000	0.19
90,000	丸井グループ	88,502,895	93,060,000	0.19
50,000	アサヒホールディングス	87,375,171	92,300,000	0.19
30,000	富士フイルムホールディングス	78,544,423	91,950,000	0.19
60,000	田辺三菱製薬	69,076,269	91,860,000	0.19
16,000	マキタ	85,425,881	89,920,000	0.18
60,000	味の素	90,189,364	88,200,000	0.18
600,000	日本軽金属ホールディングス	79,181,121	87,600,000	0.18
80,000	ワコールホールディングス	73,573,678	86,320,000	0.18
100,000	旭化成	54,776,723	84,600,000	0.17
170,000	池田泉州ホールディングス	82,901,192	83,300,000	0.17
35,000	豊田合成	85,028,202	83,265,000	0.17
10,000	東日本旅客鉄道	56,982,791	81,300,000	0.17
75,000	アマノ	62,150,379	77,250,000	0.16
21,000	アダストリアホールディングス	96,473,496	76,230,000	0.16
35,000	オイレス工業	56,940,465	76,160,000	0.16
55,000	N S D	54,439,559	74,030,000	0.15
40,000	リゾートトラスト	21,444,378	73,360,000	0.15
100,000	千葉銀行	46,702,395	70,200,000	0.14
30,000	ディー・エヌ・エー	76,894,997	69,990,000	0.14
50,000	住友商事	65,009,525	65,900,000	0.13
90,000	三和ホールディングス	24,442,879	65,700,000	0.13
55,000	マックス	57,550,870	64,075,000	0.13
50,000	ティーガイア	42,760,036	61,100,000	0.13
20,000	メイテック	34,116,652	57,960,000	0.12
70,000	ミネベア	23,743,263	56,000,000	0.11
30,000	スクウェア・エニックス・ホールディングス	50,095,998	55,050,000	0.11
50,000	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	41,822,817	53,450,000	0.11
40,000	松井証券	43,724,513	52,400,000	0.11
60,000	新光電気工業	63,469,263	52,260,000	0.11
90,000	住友倉庫	54,449,939	52,110,000	0.11
20,000	N E C ネットズエスアイ	42,969,989	50,800,000	0.10
40,000	稲畑産業	27,056,875	48,600,000	0.10
90,000	キッツ	39,635,151	47,880,000	0.10
100,000	三菱ケミカルホールディングス	47,680,860	47,300,000	0.10
50,000	高砂熱学工業	36,125,625	46,450,000	0.10
20,000	プレナス	27,104,934	46,080,000	0.09
9,000	サンマルクホールディングス	39,784,568	45,450,000	0.09
10,000	日東電工	52,622,409	43,550,000	0.09
60,000	D C Mホールディングス	42,454,026	43,380,000	0.09
90,000	三井倉庫	43,366,034	43,020,000	0.09
10,000	ベネッセホールディングス	37,555,533	41,500,000	0.09
20,000	パーク24	40,587,770	41,080,000	0.08
100,000	大阪瓦斯	32,873,341	40,800,000	0.08
40,000	昭和シェル石油	23,904,466	40,400,000	0.08
200,000	倉敷紡績	34,487,561	37,800,000	0.08
45,000	日本毛織	28,134,232	34,605,000	0.07
100,000	日清オイリオグループ	34,799,797	34,100,000	0.07
10,000	因幡電機産業	28,851,442	33,650,000	0.07
30,000	ゼンリン	35,107,746	30,360,000	0.06
15,000	日本製紙	19,510,197	28,995,000	0.06
20,000	日本製粉	7,898,579	10,180,000	0.02
		35,179,372,719	41,478,529,000	84.97
	日本合計	35,179,372,719	41,478,529,000	84.97

公認の証券取引所への上場を認可された 譲渡性のある証券、合計	35,179,372,719	41,478,529,000	84.97
投資合計	35,179,372,719	41,478,529,000	84.97

(1)「数量」は、株式数を意味する。  
添付の注記は当財務書類の一部である。

## 投資有価証券の業種別および地域別分布表

2014年1月10日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
日本	
金融	16.56
一般消費財・サービス	15.76
資本財・サービス	13.31
情報技術	12.17
素材	9.27
電気通信サービス	6.24
ヘルスケア	5.60
生活必需品	3.02
エネルギー	1.96
公益事業	1.08
	<hr/>
	84.97
	<hr/>
投資合計	84.97
	<hr/> <hr/>

株式以外の投資有価証券明細表

該当事項はありません。

投資不動産明細表

該当事項はありません。

その他投資資産明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額

資本金の額	375,000ユーロ(約5,241万円) (2014年2月末日現在)
発行済株式総数	15株(1株25,000ユーロ(約349万円))



## (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社(ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの完全子会社です。)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日に「メモリアル」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、直近では2014年2月14日に修正されています。定款の統合版は、ルクセンブルグの郡裁判所の書記課(同課にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、ルクセンブルグの郡裁判所の書記課に登録第B 37 359号として登録されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法(以下「2013年7月12日法」といいます。)の第5条第2項および別表Iに基づき、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」といいます。)に規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)の資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する投資信託に関する2010年12月17日法(その後の改正を含みます。)(以下「2010年12月17日法」といいます。)第125-2条に基づく管理会社の業務を行うこと  
管理会社は、(1)顧客毎の一任運用、(2)投資顧問業務、(3)投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または(4)2013年7月12日法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年12月17日法および2013年7月12日法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、AIFMDに準拠するAIFMです。

管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社にファンドの運用を委託しております。管理会社は、ファンド資産の保管業務、ファンドの受益証券の純資産価格の計算およびその他の管理業務をノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーに委託しています。

管理会社は、2014年1月末日現在以下の投資信託を管理・運用しています。すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。管理投資信託財産額の概算は約2.1兆円です。

(2014年1月末日現在)

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	クラス数	純資産額の合計 (通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	5,075,427,987.45米ドル
		2	346,179,250.43ユーロ
		2	3,154,162,962.14豪ドル
		1	129,013,017.27カナダドル
		1	765,845,995.34ニュージーランドドル
		1	73,778,324.79英ポンド
ルクセンブルグ	その他	17	1,773,218,667.11米ドル
		7	68,583,299.98ユーロ
		3	24,146,829.19英ポンド
		5	386,507,784.92ニュージーランドドル
		11	584,742,986,727.59円
		4	51,082,330.90カナダドル
		7	927,422,233.43豪ドル
ケイマン諸島	その他	29	48,862,317,210円
		7	857,039,744.92豪ドル
		20	1,235,921,210.71米ドル
		1	20,457,919.76ユーロ
		3	267,965,945.07ニュージーランドドル
		1	345,833,591.58南アフリカ・ランド

(注) 外貨の円貨換算は、2014年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=102.86円、1豪ドル=90.77円、1ユーロ=139.44円、1英ポンド=169.68円、1NZドル=84.03円、1カナダドル=92.19円、1南アフリカ・ランド=9.19円)によります。

## (3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な悪影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

[次へ](#)

## 5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における承認された法定監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2014年2月28日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=139.75円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## 独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2013年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

### 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

### 公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

### 意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2013年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2013年6月3日、ルクセンブルグ

## Independent Auditor's Report

To the Shareholders of  
Global Funds Management S.A.  
33 rue de Gasperich-Buiding A  
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2013 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### *Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts*

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### *Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"*

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### *Opinion*

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2013, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young  
Société Anonyme  
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 3, 2013

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

## 独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2012年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

### 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

### 公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

### 意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2012年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング  
ソシエテ・アノニム  
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2012年5月7日、ルクセンブルグ

## Independent Auditor's Report

To the Shareholders of  
Global Funds Management S.A.  
33, rue de Gasperich - Building A  
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2012 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

### *Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts*

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### *Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"*

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### *Opinion*

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as at March 31, 2012, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.



ERNST & YOUNG  
Société Anonyme  
Cabinet de révision agréé

Sylvie TESTA

Luxembourg, May 7, 2012

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

## (1) 資産及び負債の状況

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 貸借対照表

2013年3月31日現在

(ユーロで表示)

	2013年3月31日		2012年3月31日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>				
固定資産				
金融固定資産				
- 固定資産として保有される有価証券 (注3)	710,111	99,238	797,977	111,517
流動資産				
債権				
- 1年以内期限到来債権	364,956	51,003	336,353	47,005
銀行預金、郵便振替預金、小切手および 手元現金(注12)	5,609,156	783,880	4,230,229	591,175
	<u>5,974,112</u>	<u>834,882</u>	<u>4,566,582</u>	<u>638,180</u>
資産合計	<u>6,684,223</u>	<u>934,120</u>	<u>5,364,559</u>	<u>749,697</u>
<b>負債</b>				
資本金および準備金				
資本金(注4)	375,000	52,406	375,000	52,406
法定準備金(注5)	37,500	5,241	37,500	5,241
その他準備金(注5)	1,435,000	200,541	1,560,000	218,010
繰越利益(注5)	2,620,869	366,266	1,166,542	163,024
当期利益(注5)	1,133,890	158,461	1,329,327	185,773
	<u>5,602,259</u>	<u>782,916</u>	<u>4,468,369</u>	<u>624,455</u>
引当金				
納税引当金(注6)	1,055,121	147,453	895,085	125,088
その他引当金(注11)	3,047	426	1,105	154
	<u>1,058,168</u>	<u>147,879</u>	<u>896,190</u>	<u>125,243</u>
非劣後債務				
1年以内期限到来その他債務(注7)	23,796	3,325		
負債合計	<u>6,684,223</u>	<u>934,120</u>	<u>5,364,559</u>	<u>749,697</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 損益計算書

2013年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	2013年3月31日終了年度		2012年3月31日終了年度	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>費用</b>				
その他対外費用	333,462	46,601	107,329	14,999
未払利息およびその他金融費用				
- 関連事業に関する金額(注8)	32,322	4,517	116,639	16,300
所得税(注6)	160,036	22,365	180,833	25,271
当期利益	1,133,890	158,461	1,329,327	185,773
費用合計	1,659,710	231,944	1,734,128	242,344
<b>収益</b>				
純売上高	1,563,440	218,491	1,626,075	227,244
その他未収利息およびその他金融収益				
- 関連事業から派生する金額(注12)			6,855	958
その他営業収益(注3)	70,821	9,897	68,861	9,623
金融固定資産からの収益(注9)	25,449	3,556	32,337	4,519
収益合計	1,659,710	231,944	1,734,128	242,344

添付の注記は当財務書類の一部である。

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 財務書類に対する注記

2013年3月31日に終了した年度

## 注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グランド1において入手可能である。

## 注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ(EUR)で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額または時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される有価証券の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

### 注3 - 固定資産として保有される有価証券

2013年3月31日に終了した事業年度中、固定資産として保有される有価証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有される有価証券の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	922,836
期中取得額	5,220
期中処分額	(129,085)
期末現在	<u>798,971</u>
評価調整	
期首現在累積評価調整	(124,859)
期末現在評価調整(1)	35,999
期末現在累積評価調整	<u>(88,860)</u>
期末純評価額	<u>710,111</u>
期末市場価格	<u>857,679</u>

(1) 当該金額は、損益計算書において「その他営業収益」の項目に計上されている。

#### 投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していない。

### 注4 - 資本金

2013年3月31日および2012年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

## 注5 - 準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2012年3月31日現在残高	37,500	1,560,000	1,166,542
前期の利益			1,329,327
資産税準備金の純取崩し		(205,000)	205,000
資産税準備金		80,000	(80,000)
配当金			
2013年3月31日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869

## 法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

## その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2013年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,435,000ユーロであり、これは、2007年から2012年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2012年5月8日に行われた年次株主総会により、2006年の資産税準備金の全額である205,000ユーロが取り崩され、2012年度の資産税準備金として80,000ユーロが積立てられた。

## 注6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

## 注7 - その他債務

2013年3月31日現在、その他債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬で構成される（2012年：ゼロ）。

## 注8 - 未払利息およびその他金融費用

	2013年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2012年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純（損失）	(30,380)	(119,696)
派生商品および為替契約に係る未実現利益 / （損失）の純増減	(1,942)	3,057
	(32,322)	(116,639)

## 注9 - 金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2013年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2012年3月31日 終了年度 (ユーロ)
受取配当金	25,449	32,337
	<u>25,449</u>	<u>32,337</u>

## 注10 - スタッフ

当社には、2013年3月31日および2012年3月31日に終了した年度中に従業員はいなかった。

## 注11 - その他引当金

2013年3月31日現在、「その他引当金」は、以下のとおり為替先渡契約に係る未実現損失で構成される。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	評価額 (ユーロ)
ユーロ	460,353	米ドル	592,773	2013年6月28日	(2,670)
ユーロ	65,725	日本円	7,955,390	2013年6月28日	(377)
					<u>(3,047)</u>

2012年3月31日現在、為替先渡契約に係る未実現損失は1,105ユーロであった。

## 注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2013年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった(2012年:6,855ユーロ)。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

## 注13 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として保有してはいないが、投資運用に関する責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。かかる資産は、2013年3月31日現在、約17,075百万ユーロである(2012年:15,186百万ユーロ)。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.  
Balance Sheet at March 31, 2013  
(expressed in Euro)

	<i>March 31, 2013</i>	<i>March 31, 2012</i>
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial fixed assets		
- Securities held as fixed assets (note 3)	710,111	797,977
CURRENT ASSETS		
Debtors		
- Trade debtors becoming due and payable within one year	364,956	336,353
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand (note 12)	5,609,156	4,230,229
	<u>5,974,112</u>	<u>4,566,582</u>
TOTAL ASSETS	<u><u>6,684,223</u></u>	<u><u>5,364,559</u></u>
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed capital (note 4)	375,000	375,000
Legal reserve (note 5)	37,500	37,500
Other reserves (note 5)	1,435,000	1,560,000
Results brought forward (note 5)	2,620,869	1,166,542
Profit for the financial year (note 5)	1,133,890	1,329,327
	<u>5,602,259</u>	<u>4,468,369</u>
PROVISIONS		
Provision for taxation (note 6)	1,055,121	895,085
Other provisions (note 11)	3,047	1,105
	<u>1,058,168</u>	<u>896,190</u>
NON SUBORDINATED DEBTS		
Other creditors becoming due and payable within one year (note 7)	23,796	---
TOTAL LIABILITIES	<u><u>6,684,223</u></u>	<u><u>5,364,559</u></u>

*The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.*



GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.  
 Profit and Loss Account  
 for the year ended March 31, 2013  
 (expressed in Euro)

	<i>Year ended March 31, 2013</i>	<i>Year ended March 31, 2012</i>
CHARGES		
Other external charges	333,462	107,329
Interest payable and other financial charges		
- concerning affiliated undertakings (note 8)	32,322	116,639
Income taxes (note 6)	160,036	180,833
Profit for the financial year	1,133,890	1,329,327
TOTAL CHARGES	<u>1,659,710</u>	<u>1,734,128</u>
INCOME		
Net turnover	1,563,440	1,626,075
Other interest receivable and other financial income		
- derived from affiliated undertakings (note 12)	---	6,855
Other operating income (note 3)	70,821	68,861
Income from financial fixed assets (note 9)	25,449	32,337
TOTAL INCOME	<u>1,659,710</u>	<u>1,734,128</u>

*The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.*

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.  
Notes to the Annual Accounts  
for the year ended March 31, 2013

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich – Building A, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under managements. Net turnover is recorded on an accrual basis.

#### Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of securities held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

#### Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

#### Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

#### Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

#### Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

#### Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

#### Note 3 – Securities held as fixed assets

During the year ended March 31, 2013, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds. Movements in securities held on fixed assets are summarised as follows:

*Investment in units/shares**of investment funds*

EUR

Acquisition cost	
at the beginning of the year	922,836
acquisitions during the year	5,220
disposals during the year	(129,085)
	<hr/>
at the end of the year	798,971
	<hr/>
Value adjustments	
cumulated value adjustments at the beginning of the year	(124,859)
Value adjustments at the end of the year <sup>(1)</sup>	35,999
	<hr/>
cumulated value adjustments at the end of the year	(88,860)
	<hr/>
Net value at the end of the year	710,111
	<hr/> <hr/>
Market value at the end of the year	857,679
	<hr/> <hr/>

<sup>(1)</sup> This amount is recorded in the caption "Other operating income" in the Profit and loss account.

*Investment in units/shares of investment funds*

The Company does not have any holdings in units/shares representing more than 20% of participating interest in the investment funds.

## Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2013 and 2012, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

## Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Results brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2012	37,500	1,560,000	1,166,542
Previous year 's profit	---	---	1,329,327
Net release of net worth tax reserve	---	(205,000)	205,000
Net worth tax reserve	---	80,000	(80,000)
Dividends	---	---	---
	<hr/>	<hr/>	<hr/>
Balance as at March 31, 2013	37,500	1,435,000	2,620,869

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2013, the non-distributable reserve amounted EUR 1,435,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2007 to 2012.

As per Annual General Meeting held on May 8, 2012, the 2006 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 205,000 while a net worth tax reserve of EUR 80,000 was constituted for 2012.

## Note 6 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

## Note 7 – Other creditors

As at March 31, 2013, other creditors consist of audit and tax advisers fees payable (2012: nil).

Note 8 – Interest payable and other financial charges

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2013</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2012</i>
Net realised (loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(30,380)	(119,696)
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(1,942)	3,057
	<u>(32,322)</u>	<u>(116,639)</u>

Note 9 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2013</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2012</i>
Dividend received	25,449	32,337
	<u>25,449</u>	<u>32,337</u>

Note 10 – Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2013 and 2012.

Note 11 – Other provisions

As at March 31, 2013, “Other provisions” consist in unrealised losses on forward foreign exchange contracts, as detailed below:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	460,353	USD	592,773	June 28, 2013	(2,670)
EUR	65,725	JPY	7,955,390	June 28, 2013	(377)
					<u>(3,047)</u>

As at March 31, 2012, unrealised losses on forward exchange contracts amounted EUR 1,105.

Note 12 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the year ended March 31, 2013 (2012: EUR 6,855). The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

#### Note 13 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 17,075 million as at March 31, 2013 (2012: EUR 15,186 million).

## 中間財務書類

- a . 管理会社の日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . 日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2014年2月28日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 139.75円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。



## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 貸借対照表

2013年9月30日現在

(ユーロで表示)

	2013年9月30日		2012年9月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>				
固定資産				
金融固定資産				
- 固定資産として保有される有価証券 (注3)			861,401	120,381
流動資産				
債権				
- 1年以内期限到来債権	544,047	76,031	316,981	44,298
- その他未収金(注11)			3,524	492
銀行預金、郵便振替預金、小切手および 手元現金(注12)	7,148,378	998,986	4,825,804	674,406
	<u>7,692,425</u>	<u>1,075,016</u>	<u>5,146,309</u>	<u>719,197</u>
資産合計	<u>7,692,425</u>	<u>1,075,016</u>	<u>6,007,710</u>	<u>839,577</u>
<b>負債</b>				
資本金および準備金				
資本金(注4)	375,000	52,406	375,000	52,406
法定準備金(注5)	37,500	5,241	37,500	5,241
その他準備金(注5)	1,435,000	200,541	1,435,000	200,541
繰越利益(注5)	3,754,759	524,728	2,620,869	366,266
当期利益	758,449	105,993	524,582	73,310
	<u>6,360,708</u>	<u>888,909</u>	<u>4,992,951</u>	<u>697,765</u>
引当金				
納税引当金(注6)	1,244,340	173,897	1,014,759	141,813
非劣後債務				
税金および社会保障債務(注7)	16,185	2,262		
1年以内期限到来その他債務(注7)	71,192	9,949		
	<u>87,377</u>	<u>12,211</u>		
負債合計	<u>7,692,425</u>	<u>1,075,016</u>	<u>6,007,710</u>	<u>839,577</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

## 損益計算書

2013年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	2013年9月30日に 終了した期間		2012年9月30日に 終了した期間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>費用</b>				
その他対外費用	83,789	11,710	171,683	23,993
未払利息およびその他金融費用				
- 関連事業に関する金額(注8)			29,088	4,065
人件費				
- 給与および賃金(注10)	305,082	42,635		
- 給与および賃金にかかる社会保障費 (注10)	16,644	2,326		
- 補完年金費用(注10)	11,351	1,586		
所得税(注6)	189,219	26,443	119,674	16,724
当期利益	758,449	105,993	524,582	73,310
費用合計	<u>1,364,534</u>	<u>190,694</u>	<u>845,027</u>	<u>118,093</u>
<b>収益</b>				
純売上高	1,196,301	167,183	771,720	107,848
その他未収利息およびその他金融収益				
- 関連事業から派生する金額(注8、12)	31,210	4,362		
その他営業収益(注3)	88,860	12,418	61,159	8,547
金融固定資産からの収益(注9)	48,163	6,731	12,148	1,698
収益合計	<u>1,364,534</u>	<u>190,694</u>	<u>845,027</u>	<u>118,093</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー  
中間財務書類に対する注記  
2013年9月30日に終了した期間

## 注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社は、2010年12月17日法の第16章の定める制限内で、その目的に直接または間接に関連するあらゆる活動を行うことができる。当社は、当期中、オルタナティブ投資ファンド運用者として認可を受けるための申請を行った。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

## 注2 - 重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ(EUR)で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額または時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される有価証券の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を買取るための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

### 注3 - 固定資産として保有される有価証券

2013年9月30日に終了した期間中、固定資産として保有される有価証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有される有価証券は、当期中にすべて売却された。

固定資産として保有される有価証券の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
<u>取得価額</u>	
期首現在	798,971
期中取得額	
期中処分額	(798,971)
期末現在	<hr/>
<u>評価調整</u>	
期首現在累積評価調整	(88,860)
期末現在評価調整(1)	88,860
期末現在累積評価調整	<hr/>
期末純評価額	<hr/>
期末市場価格	<hr/> <hr/>

(1) 当該金額は、損益計算書において「その他営業収益」の項目に計上されている。

### 投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していなかった。

### 注4 - 資本金

2013年9月30日および2012年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

## 注5 - 準備金および繰越利益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2013年3月31日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869
前期の利益			1,133,890
資産税準備金の取崩し純額			
資産税準備金			
配当金			
2013年9月30日現在残高	37,500	1,435,000	3,754,759

## 法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

## その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法(その後の改正を含む。)第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2013年9月30日現在、配当不可能準備金は合計1,435,000ユーロであり、これは、2007年から2012年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

## 注6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額(当社が税務当局に対して支払った前払金控除後)に相当する。

## 注7 - 非劣後債務

2013年9月30日現在、税金および社会保障債務は、社会保障負債および給与税負債で構成される(2012年:ゼロ)。

2013年9月30日現在、その他債務は、1年以内に期限が到来する給与に関する積立金で構成される(2012年:ゼロ)。

## 注8 - 未払利息およびその他金融費用ならびにその他未収利息およびその他金融収益

	2013年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2012年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益/(損失)	28,163	(33,716)
派生商品および為替契約に係る未実現利益/(損失)の純増減	3,047	4,628
	31,210	(29,088)

## 注9 - 金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2013年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2012年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	47,902	
受取配当金	261	12,148
	<u>48,163</u>	<u>12,148</u>

## 注10 - スタッフ

2013年9月30日現在、当社は6名の常勤スタッフを雇っている（2012年：ゼロ）。

## 注11 - その他未収金

2012年9月30日現在、「その他未収金」は、ヘッジ目的のために保有される為替先渡契約に係る未実現利益で構成され、合計3,524ユーロであった。

## 注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2013年9月30日および2012年9月30日に終了した期間中利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

[次へ](#)

## (2) 損益の状況

管理会社の損益の状況については、「5 管理会社の経理の概況 (1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

[次へ](#)

## (2) その他の訂正

訂正箇所を下線で示します。

## 第一部 証券情報

## (3) 発行(売出)価額の総額

## &lt;訂正前&gt;

Aコース証券100億米ドル(約9,851億円)、Bコース証券100億米ドル(約9,851億円)、Cコース証券100億豪ドル(約9,361億円)、Dコース証券100億豪ドル(約9,361億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆3,527億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆3,527億円)、Gコース証券100億NZドル(約8,133億円)およびHコース証券100億NZドル(約8,133億円)をそれぞれ上限とします。

(注1)米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2013年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=98.51円、1豪ドル=93.61円、1ユーロ=135.27円、1NZドル=81.33円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

Aコース証券100億米ドル(約1兆194億円)、Bコース証券100億米ドル(約1兆194億円)、Cコース証券100億豪ドル(約9,140億円)、Dコース証券100億豪ドル(約9,140億円)、Eコース証券100億ユーロ(約1兆3,975億円)、Fコース証券100億ユーロ(約1兆3,975億円)、Gコース証券100億NZドル(約8,559億円)およびHコース証券100億NZドル(約8,559億円)をそれぞれ上限とします。

(注1)米ドル、豪ドル、ユーロおよびNZドルの各々の円貨換算は、2014年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=101.94円、1豪ドル=91.40円、1ユーロ=139.75円、1NZドル=85.59円)によります。以下、外貨の金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(後略)

## (5) 申込手数料

## &lt;訂正前&gt;

申込金額に対して、一律3.15%-(税抜3.00%)

消費税率が8%となる2014年4月1日以降は、3.24%となります。

## &lt;訂正後&gt;

申込金額に対して、一律3.24%(税抜3.00%)



## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (2) ファンドの沿革

<訂正前>

(前略)

2013年1月10日 2012年12月10日付修正ファンド約款の効力発生

<訂正後>

(前略)

2013年1月10日 2012年12月10日付修正ファンド約款の効力発生

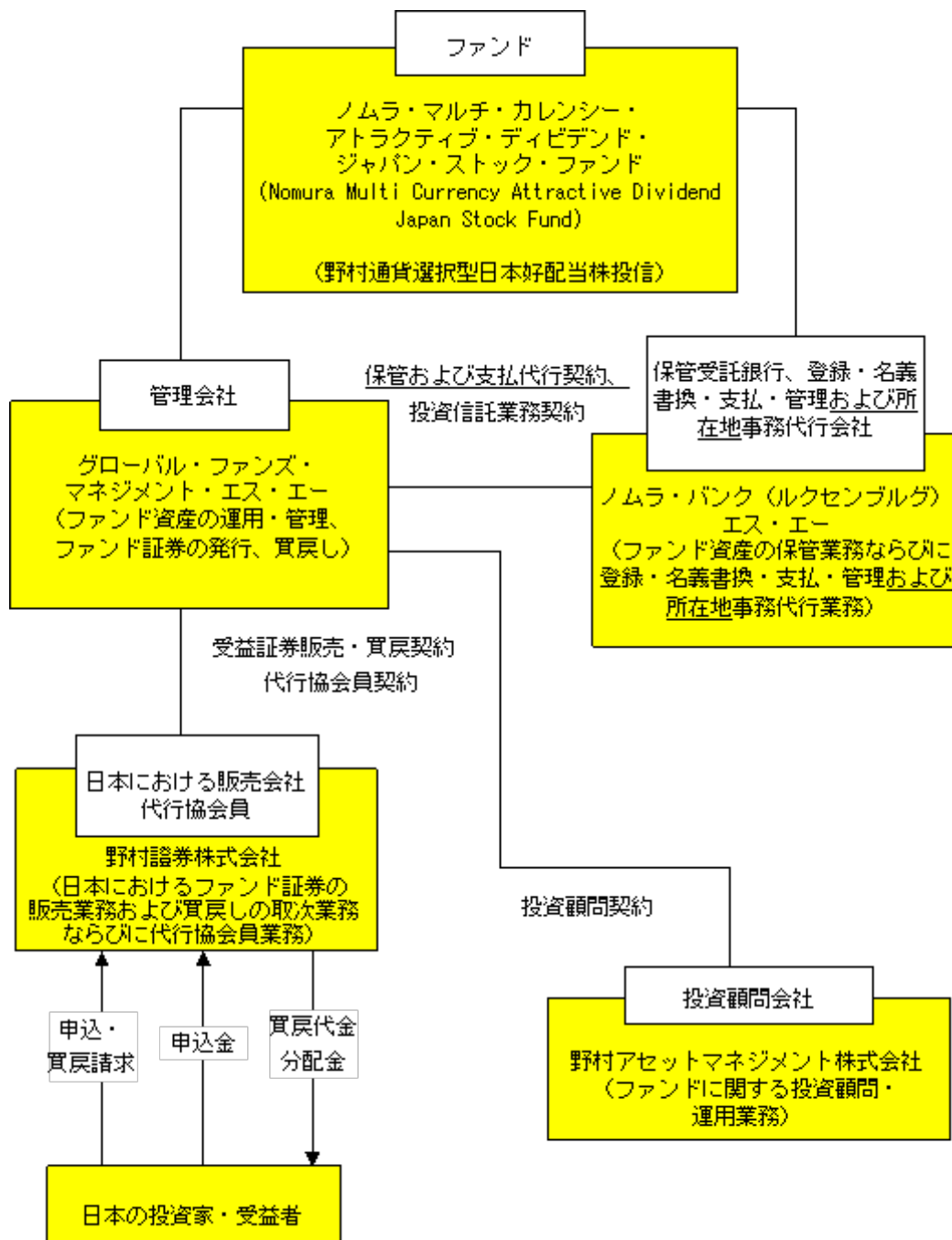
2014年3月14日 修正ファンド約款締結

2014年4月10日 2014年3月14日付修正ファンド約款の効力発生

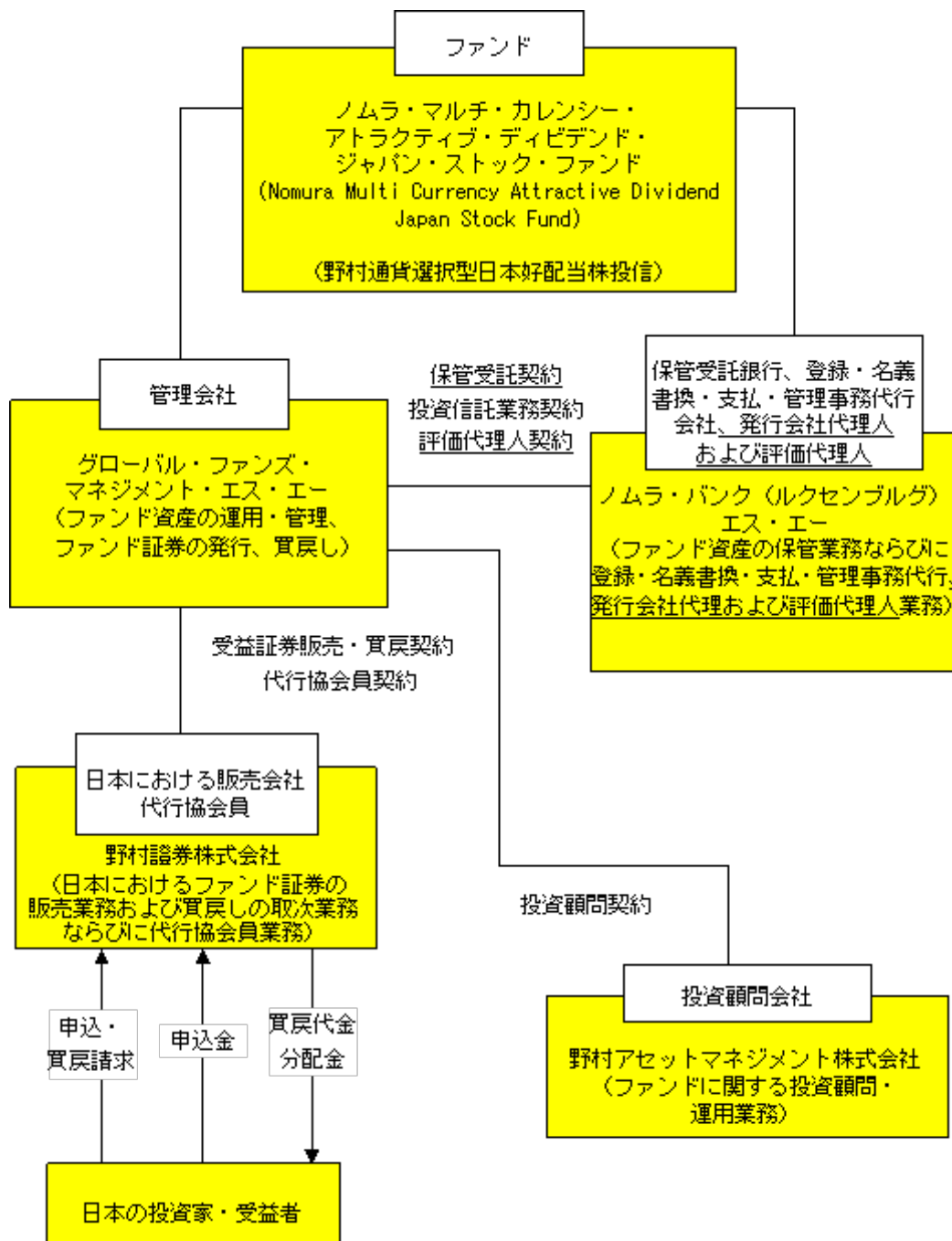
## (3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み～管理・運用関係～

&lt;訂正前&gt;



&lt;訂正後&gt;



管理会社とファンドの関係法人との契約関係

&lt;訂正前&gt;

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	2008年5月15日付で締結され、2012年3月16日付(2012年4月10日効力発生)および2012年12月10日付(2013年1月10日効力発生)で修正された約款。

<p>保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社</p>	<p>ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) (以下「保管受託銀行」または「登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社」といいます。)</p>	<p>2008年5月15日付で管理会社との間で締結された保管および支払代行契約(注1)に基づく、ファンド資産の保管業務。 2008年5月15日付で管理会社との間で締結された投資信託業務契約(注2)に基づく、ファンド証券の発行・買戻し、登録、名義書換および純資産価格の計算業務ならびに記帳等の管理業務。</p>
<p>投資顧問会社</p>	<p>野村アセットマネジメント株式会社</p>	<p>2008年5月15日付で管理会社との間で締結された投資顧問契約(注3)に基づく、ファンドに関する投資顧問・運用業務。</p>
<p>代行協会員、日本における販売会社</p>	<p>野村証券株式会社</p>	<p>2008年5月15日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約(注4)に基づく、日本における代行協会員業務。 2008年5月15日付で管理会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約(注5)に基づく、日本におけるファンド証券の販売業務。</p>

(注1) 保管および支払代行契約とは、約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務および分配金の支払等を行うことを約する契約をいいます。

(注2) 投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換・事務・管理および所在地事務代行会社が、所在地事務、登録、名義書換、純資産価格の計算、記録の維持等を行うことを約する契約をいいます。

(注3) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従って投資顧問および運用業務等を行うことを約する契約をいいます。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の送付、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令およびJSDAの諸規則により作成を要する運用報告書等の文書の配付等を行うことを約する契約をいいます。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して管理会社から交付を受けたファンド証券を販売することを約する契約をいいます。

<訂正後>

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
<p>管理会社</p>	<p>グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)</p>	<p>2008年5月15日付で締結され、2012年3月16日付(2012年4月10日効力発生)、2012年12月10日付(2013年1月10日効力発生)および2014年3月14日付(2014年4月10日効力発生)で修正された約款。</p>

<p>保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人</p>	<p>ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) (以下「保管受託銀行」、「登録・名義書換・支払・管理事務代行会社および発行会社代理人」または「評価代理人」といいます。)</p>	<p>2014年4月10日付で管理会社との間で締結された保管受託契約(注1)に基づく、ファンド資産の保管業務。 2008年5月15日付で管理会社との間で締結され、2014年4月10日付で修正された投資信託業務契約(注2)に基づく、ファンド証券の発行・買戻し、登録、名義書換および純資産価格の計算業務ならびに記帳等の管理業務。 2014年2月20日付で管理会社との間で締結された評価代理人契約(注3)に基づく、評価代理人業務。</p>
<p>投資顧問会社</p>	<p>野村アセットマネジメント株式会社</p>	<p>2008年5月15日付で管理会社との間で締結され、2014年4月10日付で修正された投資顧問契約(注4)に基づく、ファンドに関する投資顧問・運用業務。</p>
<p>代行協会員、日本における販売会社</p>	<p>野村証券株式会社</p>	<p>2008年5月15日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約(注5)に基づく、日本における代行協会員業務。 2008年5月15日付で管理会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約(注6)に基づく、日本におけるファンド証券の販売業務。</p>

(注1) 保管受託契約とは、約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務および分配金の支払等を行うことを約する契約をいいます。

(注2) 投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換・管理事務代行会社および発行会社代理人が、登録、名義書換、純資産価格の計算、記録の維持等を行うことを約する契約をいいます。

(注3) 評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人が、ファンドの資産および純資産額の評価を行うことを約する契約をいいます。

(注4) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従って投資顧問および運用業務等を行うことを約する契約をいいます。

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の送付、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令およびJSDAの諸規則により作成を要する運用報告書等の文書の配付等を行うことを約する契約をいいます。

(注6) 受益証券販売・買戻契約とは、販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して管理会社から交付を受けたファンド証券を販売することを約する契約をいいます。

#### 管理会社の概要

&lt;訂正前&gt;

(前略)

<p>設立準拠法</p>	<p>管理会社は、ルクセンブルグ1915年8月10日商事会社法（その後の改正を含みます。）（以下「1915年法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。</p> <p>1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。</p> <p>投資信託に関する2010年12月17日法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年12月17日法」または「ルクセンブルグ投信法」といいます。）の第16章のもと、管理会社として以下の2種類の免許を取得することができます。</p> <p>(a) オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「通達2011/61/EU」といいます。）に規定されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ヴィークルの運用に責任を有するか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」といいます。）を任命したうえで、AIFの管理会社として行為するかまたは許容条件の範囲で1つもしくは複数のAIFの運用に責任を有する管理会社</p> <p>(b) 外部のAIFMを任命せずに通達2011/61/EUに規定されるAIFの運用に責任を有する管理会社</p>
<p>事業の内容</p>	<p>管理会社の目的は、（2010年12月17日法第125-1条に規定する）投資信託の運用です。<u>ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、2010年12月17日法の第16章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、通達2011/61/EUに準拠するAIFMとして認可を受ける予定です。</u></p>
<p>資本金の額</p>	<p>払込済資本金は、375,000ユーロ（約5,073万円）で、2013年10月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約338万円）で記名式株式15株を発行済です。</p>

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

<p>設立準拠法</p>	<p>管理会社は、ルクセンブルグ1915年8月10日商事会社法（その後の改正を含みます。）（以下「1915年法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。</p> <p>1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。</p> <p>投資信託に関する2010年12月17日法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年12月17日法」または「ルクセンブルグ投信法」といいます。）の第16章のもと、管理会社として以下の2種類の免許を取得することができます。</p> <p>(a) オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ヴィークルの運用に責任を有するか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」といいます。）を任命したうえで、AIFの管理会社として行為するかまたは許容条件の範囲で1つもしくは複数のAIFの運用に責任を有する管理会社</p> <p>(b) 外部のAIFMを任命せずにAIFMDに規定されるAIFの運用に責任を有する管理会社</p>
<p>事業の内容</p>	<p>管理会社の主な目的は、以下のとおりです。</p> <p>(a) <u>オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年7月12日法」といいます。）の第5条第2項および別表Iに基づき、AIFMDに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと</u></p> <p>(b) <u>ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する2010年12月17日法第125-2条に基づく管理会社の業務を行うこと</u></p> <p>管理会社は、（1）顧客毎の一任運用、（2）投資顧問業務、（3）投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（4）2013年7月12日法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。</p> <p>また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。</p> <p>管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。</p> <p>管理会社は、2010年12月17日法および2013年7月12日法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。</p> <p>管理会社は、AIFMDに準拠するAIFMです。</p>
<p>資本金の額</p>	<p>払込済資本金は、375,000ユーロ（約5,241万円）で、2014年2月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約349万円）で記名式株式15株を発行済です。</p>

(後略)

## (4) ファンドに係る法制度の概要

## &lt;訂正前&gt;

## 準拠法の名称

(中略)

ファンドは2010年12月17日法のパート 、大公規則および Commission for the Supervision of the Financial Sector (以下「金融監督委員会」といいます。)の通達等の規則に従っています。さらに、2010年12月17日法の第88-1条に基づき、ファンドは、通達2011/61/EUおよびその施行規則(以下「AIFM規則」といいます。)ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定する、AIFとしての資格を有しています。

## 準拠法の内容

ファンドは、通達2011/61/EUに規定するAIFとしての資格を有し、ルクセンブルグの法律および2010年12月17日法のパート の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行および受益者との間の契約関係を定める約款によって設定された、共同保有者(すなわち受益者)の利益のために管理される譲渡性のある証券およびファンドのその他の資産の非法人の共同保有者であるオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は投資家の請求に応じて、毎評価日に、受益者の要求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が販売し、また買い戻すという仕組みになっています(該当する販売および/または買い戻し手数料があれば課されます。 )。

## &lt;訂正後&gt;

## 準拠法の名称

(中略)

ファンドは2010年12月17日法のパート 、大公規則および Commission for the Supervision of the Financial Sector (以下「金融監督委員会」といいます。)の通達等の規則に従っています。さらに、2010年12月17日法の第88-1条に基づき、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則(以下「AIFM規則」といいます。)ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定する、AIFとしての資格を有しています。

## 準拠法の内容

ファンドは、AIFMDに規定するAIFとしての資格を有し、ルクセンブルグの法律および2010年12月17日法のパート の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行および受益者との間の契約関係を定める約款によって設定された、共同保有者(すなわち受益者)の利益のために管理される譲渡性のある証券およびファンドのその他の資産の非法人の共同保有者であるオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は投資家の請求に応じて、毎評価日に、受益者の要求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が販売し、また買い戻すという仕組みになっています(該当する販売および/または買い戻し手数料があれば課されます。 )。



## (5) 開示制度の概要

ルクセンブルグにおける開示

## (b) 受益者に対する開示

&lt;訂正前&gt;

(前略)

日々の純資産価格、ファンドの受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といった事項を含むファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において公表されます。全受益証券の連結計算書は、日本円で表示されます。

受益者に対する通知はすべて、受益者名簿に記載された住所に送付され、ルクセンブルグ法が要求する場合には、ルクセンブルグの官報である「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(以下「メモリアル」といいます。)に公告されます。

&lt;訂正後&gt;

(前略)

ファンドの運用実績、日々の純資産価格、ファンドの受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といった事項を含むファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において公表されます。全受益証券の連結計算書は、日本円で表示されます。

受益者に対する通知はすべて、受益者名簿に記載された住所に送付され、ルクセンブルグ法が要求する場合には、ルクセンブルグの官報である「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(以下「メモリアル」といいます。)に公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は取られないものとします。受益者の権利については、ファンドの英文目論見書および約款に記載されています。

2013年7月12日法に従い、以下の情報は、ファンドの英文目論見書において開示されない範囲について、ファンドの年次報告書および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、投資家に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

- ・ ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率
- ・ ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ ファンドのリスク特性の変更および管理会社とそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・ ( ) ファンドのために管理会社が使用することができるレバレッジの上限、( ) その上限の変更、( ) レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、( ) 関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類および投資資金
- ・ 担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証
- ・ ファンドが用いるレバレッジの総額

## (6) 監督官庁の概要

&lt;訂正前&gt;

(前略)

登録の届出の受理

(中略)

ファンドは、2010年12月17日法のパート の投資信託として設定されており、加盟国では公衆に対する販売活動は行われません。2010年12月17日法の第88-1条に基づき、ファンドは、通達2011/61/EU、AIFM規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定する、AIFとしての資格を有しています。

(中略)

目論見書等の審査および「査証」の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書は、事前に金融監督委員会に提出されなければなりません。金融監督委員会は、書類が適用ある法律、大公規則および金融監督委員会の通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に「査証」を付してそれを証明します。

(後略)

<訂正後>

(前略)

登録の届出の受理

(中略)

ファンドは、2010年12月17日法のパート の投資信託として設定されており、加盟国では公衆に対する販売活動は行われません。2010年12月17日法の第88-1条に基づき、ファンドは、AIFMD、AIFM規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定する、AIFとしての資格を有しています。

(中略)

目論見書等の審査および「査証」の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書は、事前に金融監督委員会に提出されなければなりません。金融監督委員会は、適用ある法律、大公規則および金融監督委員会の通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、「査証」を付してそれを証明します。

(後略)

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

さらに外国企業が行う株式交換による買収等の予期せぬ事態の結果、ファンドは当初購入した日本株と引き換えに、外国株を保有する場合があります。

<訂正後>

(前略)

さらに外国企業が行う株式交換による買収等の予期せぬ事態の結果、ファンドは当初購入した日本株と引き換えに、外国株を保有する場合があります。

投資目的および方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および/または投資対象に関する重大な変更を行う場合、金融監督委員会の承認を受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1ヶ月前までに、受益者に対し通知されるものとし、これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

### (3) 運用体制

#### < 訂正前 >

管理会社は、管理会社の取締役会がファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、野村アセットマネジメント株式会社(以下「野村アセットマネジメント」といいます。)を投資顧問会社に任命しており、野村アセットマネジメントはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。

(後略)

#### < 訂正後 >

管理会社は、管理会社の取締役会がファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、野村アセットマネジメント株式会社(以下「野村アセットマネジメント」または「投資顧問会社」といいます。)にファンドの運用を委託しており、野村アセットマネジメントはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。

(後略)

### (5) 投資制限

- ・金融派生商品ならびに投資の技法および手段

#### < 訂正前 >

(前略)

4) 2010年12月17日法ならびに現在または将来におけるルクセンブルグ関連法または施行令、金融監督委員会の通達および見解ならびにとりわけ譲渡可能証券および短期金融資産に関する特定の投資手法および商品を使用した場合に適用される、投資信託の運用に関する金融監督委員会通達08/356(その後の改正を含みます。)を含むルクセンブルグの適用ある規制(当該規制の一部に関するその後の改正および置換を含みます。)により許容される最大限の範囲において、管理会社は、ファンドのために、資本の増加もしくは追加収益を生み出すことまたは費用もしくはリスクを減少させることを目的として、証券貸付取引ならびに買戻取引権付の売却、レポ取引および逆レポ取引を行うことができます。担保は、ファンドのために、貸付契約が終了するまで保持されなければなりません。

(後略)

#### < 訂正後 >

(前略)

4) 2010年12月17日法および2013年7月12日法ならびに現在または将来におけるルクセンブルグ関連法または施行令、金融監督委員会の通達および見解ならびにとりわけ譲渡可能証券および短期金融資産に関する特定の投資手法および商品を使用した場合に適用される、投資信託の運用に関する金融監督委員会通達08/356(その後の改正を含みます。)を含むルクセンブルグの適用ある規制(当該規制の一部に関するその後の改正および置換を含みます。)により許容される最大限の範囲において、管理会社は、ファンドのために、資本の増加もしくは追加収益を生み出すことまたは費用もしくはリスクを減少させることを目的として、証券貸付取引ならびに買戻取引権付の売却、レポ取引および逆レポ取引を行うことができます。担保は、ファンドのために、貸付契約が終了するまで保持されなければなりません。

（後略）

### 3 投資リスク

#### (1) リスク要因

<訂正前>

一般事項

（中略）

利益相反

（中略）

投資顧問会社もその関連子会社等も、ファンドに対して、このような潜在的利益相反について事前通知する必要はなく、このような取引あるいは関連する取引に関して得た利益や手数料・報酬をファンドに支払う義務も、その他特段の取り決めがない限り投資顧問報酬を割り引く義務もありません。

（中略）

さらに投資顧問会社、ならびに／または保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社（各々の取締役、役員および従業員を含みます。）には、利益相反が生じる可能性があります。とりわけ、投資顧問会社、保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社の業務は、ファンドのみに提供されるものではなく、ファンドの受益者との間に利益相反が生じる第三者にも提供される可能性があります。かかる場合、投資顧問会社は、合理的かつ公正と考える方法によって、自身が助言または運用する複数の当事者間で、とりわけ各当事者の投資目的、投資戦略、投資制限および投資に使用可能な資金を考慮したうえで、投資機会を配分するものとします。

ファンドは、（ ）投資顧問会社、保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社またはそれらの関連会社に関係する法人が運用、助言または支配する事業体に関連する投資を行う場合があり、また、（ ）投資顧問会社、保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社またはそれらの関連会社が運用、助言または支配する第三者にファンドの資産を売却する場合があり、これらにより利益相反が生じる可能性もあります。かかる場合には、投資顧問会社、保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社またはそれらの関連会社は各々、自身が当事者である契約またはファンドに関連して拘束される契約に基づく義務を常に考慮するものとします。投資顧問会社、保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社またはそれらの関連会社は各々、利益相反が生じる可能性がある取引または投資を行う際に、とりわけ、合理的な範囲で受益者の最善の利益に鑑み行為する義務に基づき（ただし、これに限定されません。）、かかる利益相反が公正に、かつ独立当事者間の関係に基づき、解決されるよう努めるものとします。

証券貸付ならびに買戻取引権付の売却、レポ取引および逆レポ取引に関連した特定のリスク

（中略）

証券貸付取引に関しては、投資家は、（A）ファンドにより貸し付けられる証券の借り手がかかる証券を返還することができない場合は、受け取った担保が、かかる担保の不適正な値付、かかる担保の価格の不利な市場動向、かかる担保の発行体の信用格付の悪化、またはかかる担保の取引市場の非流動性によるかにかかわらず、貸し出された有価証券の価格を下回る価格で換金される可能性があるというリスク、（B）現金担保の再投資の場合は、かかる再投資は、（ ）相応のリスクを伴ったレバレッジならびに損失リスクおよびボラティリティ・リスクを生み出すこと、（ ）ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことまたは（ ）回収額が担保物件の金額を下回ることがあるというリスク、ならびに（C）貸付証券の返還の遅滞により、ファンドが証券の売却に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力が制限される可能性があるということに特に注意する必要があります。

(後略)

<訂正後>

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

一般事項

(中略)

利益相反

(中略)

2013年7月12日法を含む適用法令において定めがない限り、投資顧問会社もその関連子会社等も、ファンドに対して、このような潜在的利益相反について事前通知する必要はなく、このような取引あるいは関連する取引に関して得た利益や手数料・報酬をファンドに支払う義務も、その他特段の取り決めがない限り投資顧問報酬を割り引く義務もありません。

(中略)

さらに投資顧問会社、および/または保管受託銀行および管理事務代行会社(各々の取締役、役員および従業員を含みます。)には、利益相反が生じる可能性があります。とりわけ、投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社の業務は、ファンドのみに提供されるのではなく、ファンドの受益者との間に利益相反が生じる第三者にも提供される可能性があります。かかる場合、投資顧問会社は、合理的かつ公正と考える方法によって、自身が助言または運用する複数の当事者間で、とりわけ各当事者の投資目的、投資戦略、投資制限および投資に使用可能な資金を考慮したうえで、投資機会を配分するものとします。

ファンドは、( )投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社に関係する法人が運用、助言または支配する事業体に関連する投資を行う場合があり、また、( )投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社が運用、助言または支配する第三者にファンドの資産を売却する場合があり、これらにより利益相反が生じる可能性もあります。かかる場合には、投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社は各々、自身が当事者である契約またはファンドに関連して拘束される契約に基づく義務を常に考慮するものとします。投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社は各々、利益相反が生じる可能性がある取引または投資を行う際に、とりわけ、合理的な範囲で受益者の最善の利益に鑑み行為する義務に基づき(ただし、これに限定されません。)、かかる利益相反が公正に、かつ独立当事者間の関係に基づき、解決されるよう努めるものとします。

投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、ファンドの投資活動に関わる利益相反を生じさせるような自身または関連会社の営業活動について、ファンドに報告するものとします。

投資顧問会社は、時間のすべてまたは大部分をファンドの業務に費やす必要はなく、投資顧問契約に基づく職務を果たすために合理的な努力をするのみです。

当局の規制や内部方針により、管理会社は、投資顧問会社が運用する他の口座または投資信託では利用可能な投資機会を得られないことがあります。

利益相反はまた、保管受託銀行および評価代理人が、同一の事業体であるということに起因して生じることがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的な利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に基づき実施されますが、保管受託銀行および評価代理人の業務は、2013年7月12日法の規定を遵守するものとし、また、かかる利益相反が公正に、かつ独立当事者間の関係に基づき、解決されるよう努めるものとします。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に基づき管理および監視し、かつ、要求される範囲で、2013年7月12日法に基づき受益者に対して開示します。

証券貸付ならびに買戻取引権付の売却、レポ取引および逆レポ取引に関連した特定のリスク

(中略)

証券貸付取引に関しては、投資家は、(A)ファンドにより貸し付けられる証券の借り手がかかる証券を返還することができない場合は、受け取った担保が、かかる担保の不適正な値付、かかる担保の価格の不利な市場動向、かかる担保の発行体の信用格付の悪化、またはかかる担保の取引市場の非流動性によるかにかかわらず、貸し出された有価証券の価格を下回る価格で換金される可能性があるというリスク、(B)現金担保の再投資の場合は、かかる再投資は、( )相応のリスクを伴ったレバレッジならびに損失リスクおよびボラティリティ・リスクを生み出すこと、( )ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことまたは( )回収額が担保物件の金額を下回ることがあるというリスク、ならびに(C)貸付証券の返還の遅滞により、ファンドが証券の売却に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力が制限される可能性があるということに特に注意する必要があります。

#### ファンドのリスク特性

ファンドは、日本の上場株式への投資により、参照インデックス(TOPIX)のボラティリティおよび価格変動にさらされます。このリスクは、流動性のある投資対象への投資、また分散投資することで軽減されます。先物ポジションへのエクスポージャーにより、ファンドはレバレッジをかけることがあります、かかるレバレッジは限定的なものです。

ファンドの信用リスクは限定的です。ファンドの信用リスクは、日本市場への集中リスクに限定されます。

ファンドの投資対象(上場株式、先物および為替先渡)の特性により、ファンドのカウンターパーティーリスクは限定的です。

ファンドは、日本の極めて流動性の高い株式に投資します。ファンドの投資対象の流動性リスクは限定的です。

流動性リスクに関しては、市場が緊迫するかまたは流動性が欠如する場合を除き、ファンドの投資対象が、評価リスクにさらされることはありません。

(後略)

## 4 手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

日本国内における申込手数料

<訂正前>

申込金額に対して、一律3.15%-(税抜3.00%)

消費税率が8%となる2014年4月1日以降は、3.24%となります。

<訂正後>

申込金額に対して、一律3.24%(税抜3.00%)

### (3) 管理報酬等

<訂正前>

(前略)

#### 保管報酬および管理事務代行報酬

登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社および所在地事務代行会社は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%に相当する日本円による管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日(最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となります。)から60日以内に後払で受領する権利を有します。

（中略）

保管受託銀行および登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用および実費（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがこれらに限られません。）、ファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用ならびに譲渡された資産の価額および取引数に基づく一定の取引費用については、ファンドまたは必要に応じて各コース証券が負担します。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

保管報酬、管理事務代行報酬および評価代理人報酬

登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社および発行会社代理人は、ルクセンブルグの市場慣行に従い、ファンドの資産から、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.09%に相当する日本円による管理事務代行報酬を会計年度の四半期毎に当該四半期の最終日（最終日が営業日でない場合は、その直前の営業日となります。）から60日以内に後払で受領する権利を有します。

（中略）

保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社および発行会社代理人が負担したすべての合理的な立替費用および実費（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがこれらに限られません。）、ファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用ならびに譲渡された資産の価額および取引数に基づく一定の取引費用については、ファンドまたは必要に応じて各コース証券が負担します。

評価代理人はその役割についていかなる報酬も受領しません。

（後略）

（４）その他の手数料等

< 訂正前 >

（前略）

- 登録・名義書換事務代行会社、所在地事務代行会社および支払代行会社が負担した合理的な額の立替費用および実費。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

- 登録・名義書換事務代行会社、発行会社代理人および支払事務代行会社が負担した合理的な額の立替費用および実費。

（後略）

## 第２ 管理及び運営

## 1 申込（販売）手続等

< 訂正前 >

### (1) 海外における申込手続等

#### (a) 申込手続

（中略）

管理会社は、記名式でのみファンド証券を発行します。

券面の発行請求がない場合は、投資家は、ファンド証券に関し券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が発行されます。各券面（発行された場合）には管理会社および保管受託銀行の署名が必要ですが、当該両署名は複写によることができます。

券面または確認書は、申込代金の支払がなされた日からルクセンブルクの銀行の7営業日以内に、投資家のリスクにおいて、管理会社から投資家または投資家の銀行に対して郵送されます。

（中略）

管理会社はその裁量によりいつでも、特定の国または地域に居住または設立された、個人または法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、無期限で中止、または制限することができます。管理会社はまた、全受益者およびファンドのためにかかる措置を取ることが必要であるときは、特定の者または法人がファンド証券を取得することを禁止することができます。

さらに、管理会社は、a) ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、b) ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買い戻すことができます。

ファンド証券はアメリカ合衆国1933年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づく登録はなされておらず、またファンドはアメリカ合衆国1940年投資会社法（以下「投資会社法」といいます。）に基づく登録もなされていません。ファンド証券は、直接または間接にアメリカ合衆国、その領土もしくは属領において、または証券法上および投資会社法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得た資格あるアメリカ合衆国の機関を除く米国人（証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して募集、販売、移転および交付することはできません。ファンド証券およびファンド証券上の権利は他の米国人により実質的に所有されることはできません。米国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社が証券法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は米国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができます。

#### (b) 時間外取引およびマーケットタイミングの禁止

（中略）

管理会社および/または登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社は、マーケットタイミングおよび時間外取引を行う疑いのある者からの請求を拒絶し、ファンドの他の投資家を保護するために適切な措置を取ることができます。

（中略）

### (2) 日本における申込手続等

#### (a) 申込手続

（中略）

日本国内における申込手数料は、申込金額に対して、一律3.15%－（税抜3.00%）です（消費税率が8%となる2014年4月1日以降は、3.24%となります。）。



（後略）

<訂正後>

(1) 海外における申込手続等

(a) 申込手続

（中略）

管理会社またはその委託先は、記名式でのみファンド証券を発行します。

券面の発行請求がない場合は、投資家は、ファンド証券に関し券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が発行されます。各券面（発行された場合）には管理会社またはその委託先および保管受託銀行の署名が必要ですが、当該両署名は複写によることができます。

券面または確認書は、申込代金の支払がなされた日からルクセンブルクの銀行の7営業日以内に、投資家のリスクにおいて、管理会社またはその委託先から投資家または投資家の銀行に対して郵送されます。

（中略）

管理会社はその裁量によりいつでも、特定の国または地域に居住または設立された、個人または法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、無期限で中止、もしくは制限することまたはファンド証券の発行を全般的に制限することができます。管理会社はまた、全受益者およびファンドのためにかかる措置を取ることが必要であるときは、特定の者または法人がファンド証券を取得することを禁止することができます。

さらに、管理会社は、a) ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、b) ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買い戻すことができます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は取られないものとします。受益者の権利については、ファンドの英文目論見書および約款に記載されています。

ファンド証券はアメリカ合衆国1933年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づく登録はなされておらず、またファンドはアメリカ合衆国1940年投資会社法（以下「投資会社法」といいます。）に基づく登録もなされていません。ファンド証券は、直接または間接にアメリカ合衆国、その領土もしくは属領において、または証券法上および投資会社法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得た資格あるアメリカ合衆国の機関を除く米国人（証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。）に対して募集、販売、移転および交付することはできません。ファンド証券およびファンド証券上の権利は他の米国人により実質的に所有されることはできません。米国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社が証券法および投資会社法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は米国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができます。

(b) 時間外取引およびマーケットタイミングの禁止

（中略）

管理会社および/または管理事務代行会社は、時間外取引を行う者からの請求を拒絶し、ファンドの他の投資家を保護するために適切な措置を取ることができます。さらに、管理会社および/または管理事務代行会社は、マーケットタイミングを行う疑いのある投資家からの受益証券の申込みを拒絶することができます。

（中略）

(2) 日本における申込手続等

(a) 申込手続

（中略）

日本国内における申込手数料は、申込金額に対して、一律3.24%（税抜3.00%）です。

（後略）

## 2 買戻し手続等

### (1) 海外における買戻し手続等

<訂正前>

（前略）

買戻代金の支払は、買戻請求が管理会社または販売会社として行為する金融機関により受諾（券面が発行されている場合、ファンド証券の券面の受領を含みます。）された日から起算して6評価日目までに保管受託銀行またはその代理人により、各コースの表示通貨で行われます。

<訂正後>

（前略）

買戻代金の支払は、買戻請求が管理会社または販売会社として行為する金融機関により受諾（券面が発行されている場合、ファンド証券の券面の受領を含みます。）された日から起算して6評価日目までに保管受託銀行またはその代理人により、各コースの表示通貨で行われます。

管理会社は、流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、通常の場合においてファンドの投資ポートフォリオが、受益者からの買戻請求に常に応じられる程度の流動性を有することを確保しています。

## 3 資産管理等の概要

### (1) 資産の評価

<訂正前>

（前略）

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされます。

（中略）

- b) すべての発生済または未払管理費（管理報酬、投資顧問報酬、販売報酬、保管報酬、代行協会員報酬、登録・名義書換・所在地事務代行会社報酬、支払代行会社報酬、管理業務代行者報酬、源泉税およびその他の諸税を含みます。）。

（中略）

異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されています。

<訂正後>

（前略）

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされます。

（中略）

- b) すべての発生済または未払管理費（管理報酬、投資顧問報酬、販売報酬、保管報酬、代行協会員報酬、登録・名義書換代行会社・発行会社代理人報酬、支払代行会社報酬、管理事務代行会社報酬、源泉税およびその他の諸税を含みます。）。

（中略）

異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されています。

管理会社は、評価代理人との評価業務に関する契約を2013年7月12日法に適合させることについて責任を負いません。

（5）その他

<訂正前>

約款の変更

（中略）

変更は、約款の変更について関連書類に別の方法が規定されていない場合には、変更文書がルクセンブルグの商業および法人登録所に預託された旨の記載がルクセンブルグの「メモリアル」紙に公告された5日後に効力を生じます。

関係法人との契約の更改等に関する手続

（ ）投資顧問契約

野村アセットマネジメントと管理会社との投資顧問契約は、他方当事者への3か月前までの書面による予告通知の交付または書留郵便による送付をもって各当事者によって終了させることができます。同契約は、ルクセンブルグの法律に従い解釈されます。

（ ）保管および支払代行契約

各当事者は、他方当事者に、解約の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、保管および支払代行契約を終了させることができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（ ）投資信託業務契約

各当事者は、他方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、投資信託業務契約を終了させることができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

（ ）代行協会員契約

（中略）

（ ）受益証券販売・買戻契約

（後略）

<訂正後>

約款の変更

（中略）

変更は、約款の変更について関連書類に別の期限が設定されていない限り、変更文書がルクセンブルグの商業および法人登録所に預託された旨の記載がルクセンブルグの「メモリアル」紙に公告された5日後に効力を生じます。

関係法人との契約の更改等に関する手続

( ) 投資顧問契約

野村アセットマネジメントと管理会社との投資顧問契約は、他方当事者への3か月前までの書面による予告通知の交付または書留郵便による送付をもって各当事者によって終了させることができます。

管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者にとって最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に従い解釈されます。

( ) 保管受託契約

各当事者は、他方当事者に、解約の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、保管受託契約を終了させることができます。

管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者にとって最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

( ) 投資信託業務契約

各当事者は、他方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、投資信託業務契約を終了することができます。

管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者にとって最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

( ) 評価代理人契約

評価代理人契約は、他方当事者に対し、60日前の書面による通知(または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知)をなすことにより解約することができます。

管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者にとって最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

( ) 代行協会員契約

( 中略 )

( ) 受益証券販売・買戻契約

( 後略 )

## 4 受益者の権利等

### (1) 受益者の権利等

< 訂正前 >

( 前略 )

(注) 約款には、受益者集会の権利に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求は、かかる請求事由発生日の5年後に消滅します。

< 訂正後 >

( 前略 )

(注) 約款には、受益者集会の権利に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求は、かかる請求事由発生日の5年後に消滅します。

#### 業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資顧問会社、保管受託銀行、管理・登録・名義書換代行業社および発行会社代理人、支払代行会社、評価代理人、ファンドの監査人、または管理会社により随時任命されたファンドもしくは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利を一切有しません。2010年12月17日法および2013年7月12日法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われます。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができます。

### 第3 ファンドの経理状況

#### 1 財務諸表

<訂正前>

1. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

（後略）

<訂正後>

1. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

（後略）

### 第三部 特別情報

#### 第1 管理会社の概況

##### 1 管理会社の概況

###### (2) 会社の機構

<訂正前>

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出することができます。取締役会はまた、取締役であることを要しませんが、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための取締役に多数決により選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が同数のときは、議長は、決定投票権を有します。

（中略）

さらに管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー 1 名およびジェネラル・マネジャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。

そのような任命は、取締役会がいつでも取り消すことができます。役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しません。任命された役員は、管理会社の定款に規定されない限り、取締役会から付与された権限および義務を有します。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役に宛ててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役に指名して取締役に代理出席させることができます。取締役は、投票の証明が可能な書面、ファックスまたはその他の電子的手段により投票することができます。取締役は、本人確認が可能かつ審議が当該取締役へ継続的に再送信され会議への効率的な参加が可能な電話会議、テレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役に出席することができます。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または機能することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議が記載され、各々全取締役が署名した単一または複数の文書で構成することができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。ただし、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束することはできません。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行い、かつ管理会社の経営方針および目的を促進するための行為をなす権限を管理会社の役員に委任することができます。

( 後略 )

< 訂正後 >

定款に基づき、3 名以上の取締役に構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選可能です。

取締役会は、互選により、会長 1 名を選出し、また副会長 1 名ないし数名を選出することができます。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役 1 名( 取締役であることを要しません。 )を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役 2 名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

死亡、辞任、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するために、多数決により他の者を選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が決定投票権を有します。

( 中略 )

さらに管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー 1 名およびジェネラル・マネジャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。具体的には、取締役会は、2013年7月12日法第7条の要件に基づき、管理会社の業務を効率的に遂行するために少なくとも2名の役員(以下「業務執行役員」といいます。)を任命します。

そのような任命は、取締役会がいつでも取り消すことができます。業務執行役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しません。任命された業務執行役員は、管理会社の定款に規定されない限り、取締役会から付与された権限および義務を有します。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役に宛ててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、口頭または書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくは証明可能なその他の電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略

することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、本人確認が可能な電話会議またはテレビ会議により取締役会に出席することができます。かかる通信手段は、取締役会に有効に参加することを確保する技術的要件を満たすものとし、取締役会の審議は中断されることなくネットワークに接続されるものとし、かかる通信手段により離れた場所で開催された取締役会は、管理会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとし、

取締役会は、取締役の半数が出席または他の取締役により代理出席している場合のみ、適法に審議し、または機能することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとし、本人確認が可能なテレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数の計算においては出席とみなされるものとし、

すべての取締役が参加する電話会議は、すべての取締役の合意により、前述の他の規定に基づき適法に開催された取締役会とみなされるものとし、

取締役会は、ルクセンブルグの国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議が記載され、各々全取締役が署名した単一または複数の文書で構成することができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。かかる書類は全体で決議を証明する議事録を構成します。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。ただし、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束することはできません。

法律または管理会社の定款により株主総会に明示的に留保されていないすべての権限は、取締役会の権限内にあるものとし、

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行い、かつ管理会社の経営方針および目的を促進するための行為をなす権限を管理会社の業務執行役員に委任することができます。

(後略)

## 第2 その他の関係法人の概況

### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

(2) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社

(後略)

<訂正後>

(前略)

(2) 保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人

(後略)

### 2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

(2) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行業務(純資産価格の計算を含みます。)等を行います。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(2) 保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換・支払・管理事務代行および評価代理人業務(純資産価格の計算を含みます。)等を行います。

(後略)

### 3 資本関係

<訂正前>

(前略)

(2) 保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払・管理および所在地事務代行会社

(後略)

<訂正後>

(前略)

(2) 保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人

(後略)